

【問題点及び改善策】

現状では、訪問先の選定は業務を委託している畜産協会に任せている。畜産協会からは、実施した指導ごとに報告書が作成されており、指導が畜産農家の経営に寄与していることは確認できるが、本事業が山梨県全体として畜産農家の経営・技術の高度化にどの程度寄与しているか評価することが難しい。

県内の畜産農家の数は令和2年度時点において5業種合わせて192戸、数は少なく、各業種別に各農家の状況を把握できる戸数である。

表5 山梨県の畜産農家戸数・頭数の推移

(単位：戸、頭、万羽)

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
酪農 戸数	67	63	60	56	56
酪農 頭数	3,620	3,450	3,500	3,470	3,480
肉用牛 戸数	64	64	61	63	63
肉用牛 頭数	5,400	5,350	5,190	5,130	4,880
養豚 戸数	21	19	19	19	19
養豚 頭数	19,800	17,200	16,600	15,800	16,000
採卵鶏 戸数	45	44	43	42	38
採卵鶏 羽数	53	61	57	57	59
肉用鶏 戸数	16	16	16	16	16
肉用鶏 羽数	41	49	46	46	44

※・酪農、肉用牛、養豚の出典：農水省畜産統計(試験場、牧場を含む)

・令和2年は、セツサン年のため数については、家畜保健衛生所調べ(試験場は含まない)で飼養羽数100羽以上をカウント

(出典：山梨県農政部より)

事業の効果を評価し、最大化していくためには、業種ごとに経営状況や技術力といった視点で農家を評価し、3年から5年のスパンで目標を定め、委託先の選定に反映させることや、個別指導の結果を評価の推移で検証することなど、体系的に事業を進めていくべきである。

一般に畜産農家は、中長期的に多額の投資を行わなければならない一方、技術力はあっても経営管理能力に課題のある農家もあり、本事業はそうした畜産経営の弱点を補うものとして有意義な事業である。畜産課へのヒアリングでは、本事業により県内畜産農家の技術力や経営管理能力など、経営体のレベルや実態などに応じて指導を実施することで県内畜産農家の経営力の底上げを実施したいということであった。

そうした問題意識に対処するためにも業種別に各農家の経営状況、技術力を評価し、指導が最も効果的な農家を優先するなど、体系的な事業の遂行を希望する。

3.2.2. 畜産課・食肉流通センター施設整備事業費補助金

【事業の概要】

株式会社山梨食肉流通センターの施設整備に対する補助金交付事業である。

【目的・法令根拠等】

山梨食肉流通センター施設整備関係補助金交付要綱

(目的)

第1条 知事は、株式会社山梨食肉流通センターが食肉流通体系の近代化を図り、もって畜産振興に寄与することを目的として行う食肉処理関連施設整備にかかる事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(出典：山梨食肉流通センター施設整備関係補助金交付要綱)

【予算・決算執行状況の年度推移】

予算	令和元年度	101,403千円	令和2年度	38,520千円
決算	令和元年度	94,690千円	令和2年度	36,640千円

【具体的目標】

なし

【やまなし農業基本計画との関連】

「やまなし農業基本計画」47ページの食肉のブランド力の強化と畜産農家の経営安定に関連している。

【実施した監査手続】

- ・ 県の職員に対する質問
- ・ 関係資料の閲覧

【指摘事項又は意見事項】

**№04 【意見事項】補助金の交付方法等の見直しについて（畜産課）**

株式会社への補助金交付は、株式価値の増加を通じて株主の利益の増加となる。特定の株式会社への補助金の交付にあたっては、特定の株主の利益とならないよう、補助金の交付方法、法人格の種類、株主構成について見直しを行うべきことを要望する。

【現状】

山梨県食肉流通センターの概要については、(山梨県食肉流通センター)の項を参照。本項は、(山梨県食肉流通センター)に対する補助金事業について記載する。

本事業は、(山梨県食肉流通センター)の設備更新にかかる費用に対して補助金を交付する事業である。山梨県農政畜産課へのヒアリングでは、(山梨県食肉流通センター)は、牛、豚等のと畜、解体、卸売を行う山梨県唯一の施設であり、公共性が高い法人という理由から補助金要綱が定められているとのことであった。令和2年度は、高架軌条設備に対して38,520,000円の補助金を交付している。当該設備の取得価額は54,395,000円であり、補助率は約70%である。

かつて、と畜場は、純粋な民間企業により経営されていたが、食肉業者と畜産業者の間の肉質等をめぐるトラブルや周辺の市街地化により移動を迫られる等したため昭和38年に前身となる(山梨県枝肉センター)が設立された。(山梨県枝肉センター)は、県及び業界関係者が出資者となっている。その後、(県食肉公社)を経て現在の(山梨県食肉流通センター)が設立された。(山梨県食肉流通センター)の出資は以下の通りである。

**表 6 (山梨県食肉流通センター) 株主名簿**

株主	株数	金額
山梨県	3,000株	150,000,000円
知事 長崎幸太郎		
独立行政法人 農畜産業振興機構	2,400株	120,000,000円
理事長 佐藤一雄		
全国農業協同組合連合会	1,500株	75,000,000円
経営管理委員会会長 菅野幸雄		
山梨県食肉業界代表	1,500株	75,000,000円
堀井幸憲		
合計	8,400株	420,000,000円

(出典：(山梨県食肉流通センター)第30期事業報告書より)

注) 事業報告書では、各団体の代表者まで記載されているが、株主は、法人株主である。

山梨県食肉業界代表は、任意団体である山梨県食肉流通センター協力を指すとのことであった。山梨県食肉流通センター協力は、(株)山梨県食肉流通センターの出資者により構成する会員組織である(山梨県食肉流通センター協定会規約第3条より)。(山梨県食肉流通センター)協力は、令和3年3月末時点で42人の会員がおり、各会員235株～0.5株の株式を保有している。事業報告書では、株主は山梨県食肉業界代表という記載になっているが、実質的には、個人株主42名である。

【問題点及び改善策】

株式会社山梨県食肉流通センターは株式会社であり、純資産は、株主に帰属する。利益を株主への配当に充てることも可能である。株式会社の仕組み上、株式会社に対する補助金は、純資産の増加を通じて株主への利益供与となる。

政府や地方自治体が、政策目的の実現のために株式会社を含む民間の企業に対して設備代金の一部や事業費用の一部を補助金や助成金として交付することはあるが、その場合は不特定多数の民間企業を対象に募集を行うものであって、特定の株式会社に対して補助金等を交付することは原則的にない。

本件は、特定の株式会社に対する補助金であるが、農政畜産課へのヒアリングによると(山梨県食肉流通センター)は公共性が高い事業を行っているという理由をもって補助金が交付されているとのことであった。当該補助金により法人株主3法人及び個人株主42名は間接的に利益を得ていることとなる。令和3年3月期における純資産は、154,782,691円であり、当初の出資額420,000,000円を下回っている状態ではあるが、棄損した出資を補助してもらっていることには変わりない。

確かに(山梨県食肉流通センター)は、県内唯一の食肉処理施設であり、公共性は高く、補助金を交付する必要性は理解できる。しかしながら、特定の株式会社へ税金を投入する以上は、間接的であれ特定の株主の利益となることは回避すべきである。補助金としてはなく、増資として設備資金を交付することや、(山梨県食肉流通センター)を配当及び残余財産の分配ができない非営利型の一般社団として改組すること、又は、株主構成を見直すなどして、特定の株主に対する利益供与とならないことを配慮しつつ、補助金を交付することを検討すべきことを要望する。

### 3.2.3.畜産課・優良乳用供卵牛選抜事業費

#### 【事業の概要】

優秀な乳牛の受精卵を採集するための雌牛を飼育し、選抜する事業である。毎年20頭程度の雌牛を飼育し年間3頭程度を選抜する。

選抜した雌牛から採集した受精卵を県内の酪農家に販売している。県内酪農家は、時価よりも低い価格で優良な受精卵を手に入れることができる。受精卵の販売は、受精卵供給促進事業費として本事業とは別に実施されている。

沿革

昭和59年	事業開始
昭和62年～平成元年	スーパーカウ導入計画 アメリカより乳用牛6頭を導入
平成5年	優良乳用供卵牛選抜事業開始
平成10年～平成12年	アメリカより能力の高い乳用牛から採取した受精卵の購入増殖、選抜を繰り返して現在に至る

#### 【目的・法令根拠等】

牛の受精卵移植技術の活用を推進するため、技術の普及と組織体制の整備を図り、乳用牛の改良を推進する。また、酪農家が飼育しているホルスタイン種に黒毛和種受精卵を移植することで、肉専用種の生産頭数を拡大し、県内の肥育農業に供給するシステムを確立する。(予算資料細事業説明書より)

#### 【予算・決算執行状況の年度推移】

予算	令和元年度 17,640千円	令和2年度 18,526千円
決算	令和元年度 17,586千円	令和2年度 16,856千円

#### 【具体的目標】

選抜頭数 年間3頭

#### 【やまなし農業基本計画との関連】

「やまなし農業基本計画」47ページの食肉のブランド力の強化と畜産農家の経営安定に関連している。

#### 【実施した監査手続】

・県の職員に対する質問

・関係資料の閲覧

#### 【指摘事項又は意見事項】

特に検出事項として記載するものはない。

#### 【現状】

山梨県畜産酪農技術センター長坂支所（以下、「長坂支所」という）において雌牛の飼育、選抜を実施している。飼育している約20頭を対象に独立行政法人畜産改良センターの検定を受け総合指数、産乳成分、耐久性成分のいずれかが全国上位25%以内の牛を受精卵採集用の雌牛として選抜している。

図1

### 事業内容



(出典：山梨県畜産酪農技術センター長坂支所より提供)

選抜された雌牛からは、受精卵を採集し、県内の酪農家に1個当たり6,000～21,000円で販売している。令和2年度は32個を販売した。酪農家は、購入した受精卵を飼育している雌牛に移植し、人工授精を行いい出産させる。以後、10カ月間搾乳が可能となる。出産した仔牛は、雌であれば成長し妊娠、出産を繰り返すことが本事業で選抜した牛からの遺伝子をもつ牛が増殖していく。

図 2

### 事業成果の活用



(出典：山梨県畜産酪農技術センター長坂支所より提供)

令和2年度の県内の乳牛生産の酪農家は、56戸であり、年々減少傾向となっている。個々の酪農家では、品種改良や受精卵の選抜を行うことは資金的、技術的に困難であり、県がこれを実施することで、県内の酪農家の経営の安定化に寄与している。

令和2年度予算約18百万円は、飼育担当の会計年度任用職員2名の人件費と飼料代等の飼育経費に充てられている。長坂支所では、本事業とは別の事業として肉用牛の飼育等を行っており、子牛、牛乳、受精卵の販売による収入がある。優良乳用供卵牛選抜事業費は、これらの販売収入で賄われている。

5

### 3.2.4.被災ハウス栽培復旧事業

#### 【事業の概要】

平成26年2月14日から15日にかけての大雪で被災した農家の経営安定を図るために農業協同組合 (JA) が整備した低コスト耐候性ハウス施設を借り受ける農家の賃借料に対して、国、県、市町村が分担して補助金を拠出している。

J Aの施設整備にあたり、農林水産省の「強い農業づくり交付金」を全額財源とする補助金が取得価額の1/2を上限として一括して事業実施主体であるJ Aに支払われる。J Aと農家は、残債について14年間の所有権移転リース契約を締結する。当該リース料の1/3以内が被災ハウス復旧支援事業費補助金として県よりJ Aに支払われる。

ハウス取得価額	国庫補助	1/2	一括支払い
	県補助	1/6	リース料補助
	市町村補助	1/6	リース料補助
	自己負担	1/6	リース料支払

#### 【目的・法令根拠等】

被災ハウス復旧支援事業費補助金交付要綱

平成26年2月14日から15日にかけての大雪により被害を受けた農家などの営農の早期再開と経営安定のため、被災ハウス復旧支援事業に要する経費に対して補助金を交付するもの。

#### 【予算・決算執行状況の年度推移】

予算	令和元年度	6,917千円	令和2年度	6,917千円
決算	令和元年度	6,917千円	令和2年度	6,917千円

#### 【具体的目標】

補助対象農家の出荷収量 (平成28年度の生産量を毎年の目標とする)

実施主体	品目	目標
南アルプス市農協 管轄農家	トマト	25.0 t
	きゅうり	211.0 t
山梨みらい農協 管轄農家	トマト	209.3 t

【やまなし農業基本計画との関連】  
なし

**【指摘事項又は意見事項】**

特に検出事項として記載するものはない。

**【現状】**

令和2年度の対象農家は、以下の通りである。リーナス期間が満了となる令和11年3月末に事業は終了する。

南アルプス市農協 7名 (8棟 7,412.4㎡)  
山梨みらい農協 13名 (15棟 16,153.3㎡)

目標出荷量に対する令和2年度実績は下記の通りである。

実施主体	品目	目標	令和2年度実績
南アルプス市農協 管轄農家	トマト	25.0 t	12.3 t
	きゅうり	211.0 t	168.9 t
山梨みらい農協 管轄農家	トマト	209.3 t	211.5 t

※南アルプス市農協管轄農家のトマトは1名がきゅうりに品目転換を行ったため目標に対して実績が少ない。

**3.2.5.山梨県オリジナル品種産地確立事業費補助金**

**【事業の概要】**

山梨県オリジナル品種ブランド化推進会議（以下「ブランド化会議」という）が、実施する活動に支援を行う事業である。

ブランド化会議は、山梨県、県内各JA等で構成する高品質果実の生産及びブランド化の促進によって果樹栽培農家の経営安定に資することを目的として設立された任意団体である。本事業は、ブランド化会議が実施する種苗育成に補助金を拠出している。

**【目的・法令根拠等】**

山梨県オリジナル品種産地確立事業費補助金交付要綱

果樹のオリジナル品種を県内の産地へ速やかに普及し、他県の競合産地と差別化できる本県独自のブランドとして定着させるため、ブランド化会議が実施する山梨県オリジナル品種産地確立事業に要する経費に対して補助金を交付するもの。

**【予算・決算執行状況の年度推移】**

予算	令和元年度 1,900千円	令和2年度 1,855千円
決算	令和元年度 1,900千円	令和2年度 1,818千円

**【具体的目標】**

「やまなし農業基本計画」令和元年12月より関連する数値目標を記載。（）は達成年度。

ももオリジナル品種「夢みずき」年間出荷量	250 t (令和4年度)
ぶどうオリジナル品種「ブラックキング」年間出荷量	100 t (令和4年度)
赤系ぶどう(新品種) 苗木供給本数	5,000本 (令和4年度)

**【やまなし農業基本計画との関連】**

「やまなし農業基本計画」37ページの優良品種の開発・普及に関連している。

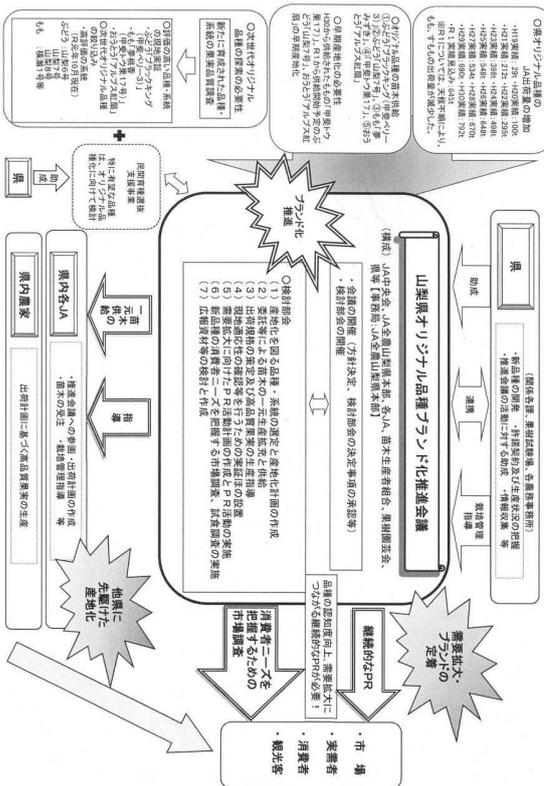
**【指摘事項又は意見事項】**

特に検出事項として記載するものはない。

**【現状】**

令和元年度～令和5年度を対象にブランド化会議を中心としてオリジナル品種のブランド化、産地化を進めている。

山梨県オリジナル品種産地確立事業（令和元年度（平成31年度）～令和5年度）



（出典：山梨県農政部提供資料）

プラント化会議は、県農政部関係課と県内各JJA等により構成される任意団体である。

（目的）第1条  
この推進会議は、果樹産地の持続的発展に資するため、優良選抜果樹苗による改植を計画的、かつ円滑に推進し、高品質果実の生産及びプラント化の促進によって果樹栽培農家の経営安定に資することを目的とする。

（出典：「山梨県オリジナル品種プラント化推進会議規約」より抜粋）

プラント化会議では、オリジナル品種の選定を行うとともに、これらの苗木を生産し農家への配布を行っている。近年では、ぶどうの「フランクキンゾウ」やももの「夢みずき」等をプラントに指定し苗木の生産、配布を実施している。これまで13品種を指定し、種苗登録を行っている。

○ぶどう

「甲斐ペリー3」（商標名：フランクキンゾウ）

- (1) 収穫期は8月上中旬（巨峰とピオーネの間）
- (2) 「ピオーネ」×「山梨46号」
- (3) 品種登録：平成30年2月9日
- (4) オリジナル推進会議苗木供給本数：H27～ 約16,000本



「夢みずき」

- (1) 収穫期は7月中～下旬（夢しずくと白鳳の間）
- (2) 「浅間白桃」×「曉星」
- (3) 品種登録：平成25年6月18日
- (4) オリジナル推進会議苗木供給本数：H23～ 約27,000本



（出典：農政部近年の山梨県オリジナル品種資料より抜粋）

令和2年度の苗木の生産実績は下表のとおりである。

表7 令和2年度の苗木の生産実績

品目名	品種名	生産本数（本）
ブドウ	フランクキンゾウ （甲斐ペリー3）	3,000
ブドウ	甲斐ペリー7 （山梨3号）	1,000
モモ	夢みずき	4,000
モモ	夢桃香 （甲斐トウ果17）	1,000
オウトウ	アルプス紅扇	1,000

（出典：令和2年度オリジナル品種産地確立事業実施報告書より抜粋）

新品种の開発は、県の果樹試験場で実施しているが、試験場からでた段階では、味の評価や栽培に耐えるかは未知数であるため、プラント化会議が主体となり苗木を生産、配布し県内の農家で栽培実績を積んでいる。

ブランド化するためには、まとまった生産量が必要であるが、未知の品種に対して民間の投資が行われにくいことから県が補助を行うことで迅速なブランド化を支援している。

「やまなし農業基本計画」令和元年12月で定めた令和4年度の目標に対する令和2年度の実績は下記の通りである。

項目	令和4年度目標	令和2年度実績
ももオリジナル品種「夢みずき」年間出荷量	250 t	140 t
ぶどうオリジナル品種「フランクキング」年間出荷量	100 t	7 t
赤系ぶどう（新品種）苗木供給本数	5,000 本	約2,000 本

### 3.2.6.果奨励品種等苗木供給対策事業費

#### 【事業の概要】

山梨県の果樹ブランド力の強化と安定した生産・供給を確保するため、山梨県農産物奨励品種指定規程に位置づけられている品種のうち、種苗業者による生産量では、需要に対して不足している種苗の生産を行う。平成29年度より醸造用ぶどう「甲州」の種苗の生産に対して補助金を交付している。

#### 【目的・法令根拠等】

山梨県奨励品種等種苗供給対策事業費補助金交付要綱  
 県産農産物のブランド力の強化と安定した生産、供給を確保するため、公益財団法人山梨県農業振興公社が行う山梨県農作物奨励品種等の種苗供給対策事業に要する経費について補助金を交付するもの。

#### 【予算・決算執行状況の年度推移】

予算	令和元年度	3,551 千円	令和2年度	4,031 千円
決算	令和元年度	2,989 千円	令和2年度	3,516 千円

#### 【具体的目標】

農政部では、下記目標を達成するために毎年1,000本の苗木生産を目標としている。  
 「やまなし農業基本計画」令和元年12月より関連する数値目標を記載。（○）は達成年度。

醸造用「甲州」供給量	3,900 t（令和4年度）
「山梨ワイン産地確立推進計画」より抜粋	
令和7年度 甲州栽培面積	480ha（平成30年度からの増分42ha）
令和7年度 醸造用甲州供給量	4,200 トン（平成30年度からの増分991 トン）

#### 【やまなし農業基本計画との関連】

「やまなし農業基本計画」39ページのワインナーの需要に対応した醸造用ぶどうの生産拡大に関連している。

【指摘事項又は意見事項】

No05 【意見事項】 事業の実施方法の変更について（果樹・6次産業振興課）

事業の実施方法について現在の補助金の交付から委託契約への変更を検討するよう要望する。

【現状】

醸造用ぶどう「甲州」はワインメーカーから増産を求められているが、苗木を供給できる県内の苗木業者は3者であり、十分な供給量が確保できていない。生食用の種苗が、3,000円～4,000円で売買されているのに対して、ワイン用の種苗は甲州で1,600円程度であり、限られた苗木で生産する民間企業にとっては、採算の良い生食用の種苗が優先されるためである。

一方で、「山梨ワイン産地確立推進計画」推進連絡会議において醸造用甲州の推奨系統として4系統を指定しており、県産ワインの品質向上にむけて指定4系統の普及を早期にはかる必要がある。

こうした状況に対応するため県は、平成29年度より県費による指定4系統の苗木の生産を開始した。苗木の生産は2年がかかるため、ほ場を2か所整備して交互に生産と接ぎ木を行う。ほ場は、県有地に土壌改良して設置し、生産販売業務は、公益財団法人山梨県農業振興公社（以下、「農業公社」という）が実施している。県は、生産販売業務に関して農業公社に補助金を交付している。農業公社は、平成30年より市場価格での苗木の販売を実施している。

「甲州」の苗木生産販売実績

（単位：本）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	合計
生産本数	1,221	1,211	1,337	3,769
販売本数	1,141	1,210	1,200	3,551

（出典：農政部果樹・6次産業振興課よりヒアリング）

【問題点及び改善策】

本事業は、民間の生産能力を超過する需要量を出資法人である農業公社に補助金を交付して生産している事業である。補助金要綱の別表において対象経費を定めている。

補助対象経費	補助率
1 人件費 給与、職員手当等	定額

- 2 生産活動費  
旅費、需用費、使用料及び賃借料、役員費等
- 3 苗木生産ほ場設置・管理費  
需用費、使用料及び賃借料等

但し、苗木の売り払いなどの収入があるときは、補助対象経費の総額から、収入額を控除した額を補助対象経費とする。

（出典：山梨県奨励品種等種苗供給対策事業費補助金交付要綱 別表より抜粋）

事業費全額に対して補助金が交付されており、苗木の販売収益は返還が義務づけられている。農業公社に余剰金が発生する余地はない。対象経費には、間接費用が認められていないことから、経理や労務管理等の間接費分は農業公社の負担により事業が遂行されている。本事業の実施状況について農業公社にヒアリングを実施したところ、作業時の日よけ用の小屋など補助金の申請の際に予定していなかったもので緊急性のある支出は、農業公社の負担により実施していることであった。

本事業は、苗木の品質の向上や生産性の向上などにより収益が発生する事業であり、県民の負担を減らしつつ事業の効果を高めるためには、中長期的な投資や業務の改善が必要である。現在の補助金交付の枠組みでは、収益が増えれば補助金が減少するだけであり、農業公社に追加的な費用をかけてまで生産性を高めるといったインセンティブは働かないばかりか、事業の実施自体が農業公社の負担になっているのが現状である。

農業公社は、経営健全化方針に基づき取組を求められる法人であり「公益財団法人農業振興公社改革プラン」において、収益の確保を課題としている。本事業は平成29年度より開始しており、当時、県は農業公社に事業実施を依頼し、農業公社はこれを公益事業として実施するために公益法人法に基づき変更認定手続を行って事業を開始した経緯がある。農業公社は、収益の確保が課題となっておりにもかかわらず、収益を生まないばかりか法人の負担になる事業を引き受けている。

よって、農業公社の負担により実施されている事業の枠組みを見直す必要があると考える。補助金交付から委託契約に変更し、販売収益の全額が受託者に帰属するとする一方で生産コストの一定割合を委託料として負担すること、契約期間を複数年にして受託者が投資回収を行うことができるようにすることを推奨する。農業公社においては、公益目的事業ではなく収益事業として本業務を委託し、収益の確保に対する取り組みとして生産性の向上を目指すことを要望する。そうした結果、より少ない県民負担で甲州種の種苗の増産につながることを期待する。

### 3.2.7 やまなし就農魅力発信事業

#### 【事業の概要】

山梨県への就農の魅力を総合的に発信することで山梨県への就農希望者を掘り起こすため、各種イベントやHPによる情報発信を行う事業。プロポージャー方式により民間事業者へ事業を委託している。

#### 【目的・法令根拠等】

民間のノウハウを活用し、県内外の就農希望者に対し、山梨県への就農の魅力を伝えるイベントを開催するとともに、ホームページによる情報発信により新規就農者の確保を図ることを目的としている。（令和2年度細事業説明書より一部抜粋）

#### 【予算・決算執行状況の年度推移】

予算 令和2年度 4,500千円  
決算 令和2年度 4,500千円

#### 【具体的目標】

なし

#### 【やまなし農業基本計画との関連】

1 稼働力を最大限發揮できる環境整備

1 成長産業化に向けた担い手の確保・育成

(1) 新規就農者や参入企業の確保・育成

#### 【実施した監査手続】

- ・職員へのヒアリング
- ・関係書類の閲覧

#### 【指摘事項又は意見事項】

No06 **【意見事項】 具体的な成果目標の設定について（農政部担い手・農地対策課）**

本事業は啓発的的事业であるという理由で事業実施効果に関する客観的な成果指標を設けていないが、具体的な成果目標を設定し、やまなし農業基本計画（以下、基本計画という）の目標の達成をより効果的かつ効率的に行われるよう要望する。

#### 【現状】

やまなし就農魅力発信事業（以下、本事業という）は、令和2年度から開始した事業であり、プロポージャー方式による民間への業務委託の方法を採用している。令和2年度における事業内容は以下のとおりである。

- ・やまなし魅力発信イベント開催
- ・やまなし魅力発信ホームページの作成及び情報発信

また、業務委託契約書においては具体的な仕様書を作成しており、受託事業者は仕様書に基づき事業を行い、委託業務完了後に実績報告書を県に提出している。

さらに、担い手・農地対策課においてやまなし就農魅力発信イベントの参加者に対して以下のようなアンケートを行う等しており参加者に対する後追いの調査も行うとのことであるが、本事業は啓発的的事业であることから具体的な成果目標の設定を行っていない。

年度	実施件数	参加者数	新規就農者数	参入企業数
1	1件	10名	0名	0社

（出典：魅力発信イベントアンケート結果一部抜粋 担い手・農地対策課提出資料）

なお、本事業は基本計画の第4章 1 成長産業化に向けた担い手の確保・育成の主な施策において以下の施策および数値目標を達成するためのものである。

#### 以下抜粋）

(1) 新規就農者や参入企業の確保・育成

農業就業人口が減少する中で、本県農業を次代に受け継いでいくため、本県農業の魅力や就農支援策を効果的に情報発信するとともに、県就農支援センター等と連携して、就農相談窓口を設置し、農業法人の求人情報の提供などを積極的に支援します。また、若者の農業への関心を高めるための体験機会の提供や、企業の農業参入・規模拡大を促進するため、企業訪問セミナーなどを行います。更に、新規就農者の定着を図るため、早期の技術習得や農業機械等の整備を支援します。

#### 《数値目標等》

成果指標	現況値 (H30)	目標値 (R4)
新規就農者数 (年間)	303人	340人
うち畜産の新規就農者数 (年間)	6人	10人
企業の農業参入数 (累計)	—	40社



(出典：やまなし農業基本計画抜粋)

【問題点および改善策】

事業の目的の本質は、当該事業に紐づく基本計画の達成が効果的かつ効率的に行われることである。したがって、それを判断できるように本事業の実施によって基本計画の数値目標の達成にどのような影響があったかどうかを客観的に検証できることが必要である。本事業は農業の啓発的促進を図る事業であることから具体的成果目標を設定していない。しかし、これでは基本計画の数値目標に対する実際の増減についてどれだけ貢献しているかわかりづらいし、民間への業務委託であり支出している予算に対してだけの成果があったのかを客観的に把握できる仕組みづくりを行うことが翌年の予算編成の検討についても重要である。

後追いのアンケートの実施等は行っているなど、令和2年度開始の事業ということでその検証方法を模索中であると考えられるが、ホームページの閲覧数について目標値を設定したり、イベント参加者が実際に新規就農者になる人数の目標を設定する等、具体的な成果目標を設定することで、それを逆算したより具体的な予算編成ができると考えられる。

本事業について具体的な成果目標を設定し、基本計画の目標の達成をより効果的かつ効率的に行われるよう要望する。

3.2.8. 農地中間管理推進事業

【事業の概要】

農業の担い手への農地集積を促進し、農地集積率を引き上げるために、事業推進体制を構築し制度の周知・啓発を行うとともに、農地中間管理機構の支援を行う事業である。

【目的・法令根拠等】

農地中間管理事業の推進に関する法律  
農業経営基盤強化促進法  
農地法

【予算・決算執行状況の年度推移】

予算	令和元年度	83,216千円	令和2年度	90,972千円
決算	令和元年度	71,383千円	令和2年度	76,878千円

【具体的目標】

令和5年度までの10年間で担い手への農地集積率を46% (11,270ha) まで拡大  
令和5年度までの10年間で累計3,000haの耕作放棄地を解消

【やまなし農業基本計画との関連】

- 1 稼ぐ力を最大限発揮できる環境整備
- 1 成長産業化に向けた担い手の確保・育成
- (2) 中心経営体の育成と農地集積等

【実施した監査手続】

- ・職員へのヒアリング
- ・関係書類の閲覧

【指摘事項又は意見事項】

No07 【指摘事項】補助金交付要綱の消費税の返還に関する規定違反について  
(農政部担い手・農地対策課)

山梨県農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱の消費税の返還に関する規定について、消費税の返還の有無を問わず報告を要するにもかかわらず、その報告が行われていない。補助金交付要綱にしたがって適切な事務の執行をされたい。

【現状】

農地中間管理推進事業は補助金事業であり、その交付要綱にしたがって運用される必要がある。

一般に補助金については、消費税法上不課税取引に該当する一方で、その補助金を受ける事業者が当該補助金を利用して購入するものについては課税取引となる可能性がある。この場合事業者の支払いは、その支払金額に消費税相当額が含まれるが、事業者が消費税法上の課税事業者である場合には当該消費税相当額は消費税の計算において預かった消費税から控除され納付金額が減少されるため、事業者の実質的な負担部分は支払金額から消費税相当額を控除した金額のみということになる。したがって、補助金交付要綱には当該消費税相当額を返還する旨の項目が必要となる。

以上のような趣旨から、山梨県農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱においては次のように定められている。

(補助金の交付申請書、提出期限)

第4条 補助金の交付を受けようとする事業実施主体は、補助金交付申請書(様式第1号)を定める日まで、知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において、当該消費税額等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(出典：山梨県農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱一部抜粋 アンダーラインは監査人が加筆)

(実績報告書、提出期限)

第8条 事業実施主体は、当該補助事業が完了した日若しくは補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、補助金実績報告書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

2 第4条第2項のただし書より、補助金に係る消費税等仕入税額が明らかでないまま交付申請をした事業実施主体は、前項の規定により実績報告を行うに当たり、当該消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項ただし書により補助金に係る消費税等仕入税額控除税額が明らかでないまま交付申請をした事業実施主体は、第1項の補助金実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入税額控除税額が確定した場合には、消費税等仕入税額控除税額報告書(様式第8号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、事業実施主体は、当該消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又は当該消費税等仕入控除税額がない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日(規則第13条の規定による確定をいう。)の日の翌年5月末日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(出典：山梨県農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱一部抜粋 アンダーラインは監査人が加筆)

このように、補助金の申請の際には原則として消費税部分について控除したものを申請するよう求めている。また、当該消費税相当額が明らかでない場合や当該消費税相当額がない場合であっても、その状況について、当該補助金の額の確定の日の翌年5月末日までに知事に報告しなければならないと定めている。

【問題点および改善策】

ヒアリングによれば、公益財団法人山梨県農業振興公社(以下、公社という)は簡易課税事業者であり消費税相当額の返還がないことから、平成30年度以前は、当該報告を行っていないとのことであり、その点問題である。

消費税の返還に関する規定は交付した補助金が厳密に購入したものに充てられているかどうかを担保する重要な規定である。

補助金を受ける公社が簡易課税事業者であり、返還する消費税相当額がないことが明らかであったとしても、その趣旨の重要性および消費税相当額がない場合でも報告を求めることが明文化されている以上、報告を行わなければならない。また、担い手・農地対策課においても当該報告について確認する必要がある。

補助金交付要綱に従った適切な事務の執行をされたい。

3.2.9.農産物流通販売強化対策事業

【事業の概要】

山梨県農畜産物販売強化対策協議会に対する補助金交付事業である。

【目的・法令根拠等】

山梨県農畜産物販売強化対策協議会が、東京都中央卸売市場大田市場において販売戦略の前提基地として、県産農産物の有利販売および産地育成を図ることを目的に行う事業に要する経費に対し補助金を交付することを目的としている。

【予算・決算執行状況の年度推移】

予算	令和元年度 4,457千円	令和2年度 4,492千円
決算	令和元年度 4,457千円	令和2年度 4,492千円

【具体的目標（令和2年度）】

国内市場における県産果実の販売額 340億円  
 海外果実輸出額 1,100百万円

【やまなし農業基本計画との関連】

1 稼働力を最大限發揮できる環境整備

4 販売につながるプロモーション等の展開

- (1) 海外への販路拡大と販売促進
- (2) 国内における販売促進

【実施した監査手続】

- ・職員へのヒアリング
- ・関係書類の閲覧

【指摘事項又は意見事項】

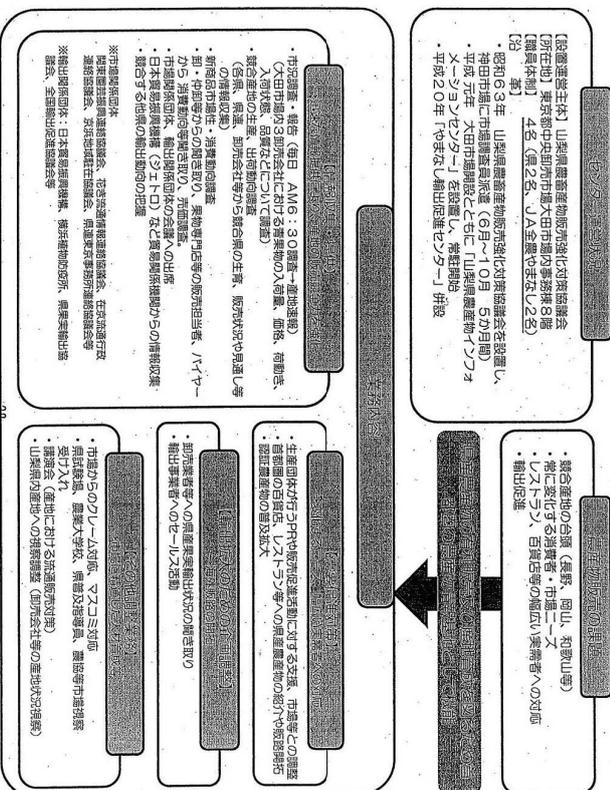
No08 【意見事項】 事業の目標設定について（農政部販売・輸出支援課）

事業内容と、設定している具体的目標が直結していないため、その事業効果の測定が困難である。より効果的な事業を行うため、より事業に直結した目標設定を行うことを要望する。

【現状】

農産物流通販売強化対策事業（以下、本事業という）は、山梨県農畜産物販売強化対策協議会が東京都中央卸売市場大田市場内に設置している、山梨県農産物イノベーションセンターおよびやまなし輸出促進センターの事業に対して補助している事業である。両センターは、主として市場・流通に関する情報の収集および発信、産地情報発信のための企画・調整、プロモーション活動等を行っており、業務内容は次のとおりとなっている。

山梨県農産物イノベーションセンター・やまなし輸出促進センターの業務内容



また、令和2年度における事業の状況は次のとおりである。

	区分	東京	計
情報収集	市況	249	249
	小売実態調査	28	28
	本県産地等イベント情報	9	9
	本県産品質・価格情報	40	40
	他県産品質・価格情報	65	65
	クレーン情報	2	2
	計	393	393
	市況	249	249
	小売実態調査	28	28
	本県産地等イベント情報	9	9
情報提供	本県産品質・価格情報	40	40
	他県産品質・価格情報	65	65
	クレーン情報	2	2
	雑誌への寄稿 (JA関係)	6	6
	雑誌への寄稿 (一般)	8	8
	HP、Facebookへの情報掲載	7	7
	計	414	414

(出典：農政部提出資料より抜粋)

なお、本事業は、やまなし農業基本計画第4章4 販売につながるプロモーション等の展開において以下の施策および数値目標を達成するための事業である。

以下抜粋)

(1) 海外への販路拡大と販売促進  
 県産農産物等の輸出を拡大するため、検査条件が未設定の中国への早期設定を国に要望し、輸出解禁を見据えた流通ルート等の構築を進めるとともに、本格的な輸出実績のない国・地域へのラスト輸出を実施します。また、輸出促進に向けた新たな体制づくりを進めるとともに、販売につながる積極的・効果的なプロモーション活動を展開します。

《数値目標等》

成果指標	現況値 (H30)	目標値 (R4)
県産果実の輸出額(年間)	925百万円	1,300百万円



(2) 国内における販売促進

県産農産物のブランド力の強化を図るため、インフルエンサーによる SNS を通じた情報発信を積極的に行います。また、県産農産物の更なる販売促進を図るため、農業団体と協働して、適時に市場情報の収集や産地へのフードバスケットを行うとともに、卸売業者や小売業者等へのプロモーション活動を実施します。

《数値目標等》



(出典：やまなし農業基本計画)

また、具体的目標として、国内市場における県産果実の販売額および海外果実輸出額を設定しており、農政部の資料、細事業説明書「農産物流通販売強化対策事業費補助金」(以下、「資料A」という)によると次のように事業効果があるとしている。

以下抜粋)

大田市場の市況や競合産地の生産出荷動向及び販売促進活動の状況、首都圏の小売における販売実態、市場や実需者、消費者の生の声を把握し、タイムリーに産地へフードバスケットすることや、市場へ本県産地の正確な情報を迅速に伝えられること等により、産地においてはJAにおける販売計画の検討等に生かされており、市場においては入荷予測とそれに基づいた販売計画の作成等に生かされ、県産農産物の有利販売につながっている。また、県内産地で品評会が開催され、出品物が市場で高値で取引されたり、自社ブランドによるPRを基本とする有名百貨店において、産地ブランドを前面に出したPRを行うなど、産地における県産農産物のブランド力強化や消費拡大に向けた新たな取り組みにつながっている。小売においては県産農産物のフェア開催や新たな売り場の確保につながっている。

その他、クレーン等の対応を迅速に行うことや県産農産物の情報を迅速に市場や小売に伝えること等により県産農産物の信頼性確保、取引拡大に貢献している。

県産農産物輸出については、青果輸出業者への情報収集や人的連携を深めることにより、海外販路開拓に大きく貢献しており、果実輸出額はH30年度に9億円を達成し、過去最高値を記録するなど輸出増加につながっている。

(出典：農産物流通販売強化対策事業費補助金細事業説明書添付資料3事業概要・事業効果の部分を抜粋)

**【問題点および改善策】**

本事業が行っている情報収集やPR活動によって具体的目標である国内市場における県産果実の販売額や海外果実輸出額を増加させる側面があることは事実であると考えられるが、それが具体的目標に直結するわけではないため事業効果の測定が困難であることが問題である。実際に資料Aは定性的な事項の記述が多く、その内容が具体的目標に対してどのように作用しているかが不明瞭である。また、資料Aによれば輸出に関しても海外販路開拓に大きく貢献していることと記述があるが、令和2年度農産物流通販売強化対策事業費補助金実績報告書の活動実績を確認しても国内市場での取り組みが主活動となっており、海外販路開拓に大きく貢献しているかどうかは不明瞭である。

具体的目標については、当該事業の活動に直結した、情報収集の数量であったり、その方法の高度化やIT化、PR方法等にしたほうが事業効果の測定が容易に行えるようになるし、また、その実績について把握しやすくなることで、それに対してよりブラッシュアップした目標を設定でき、事業をより効果的に行うよう検討が行いやすくなると考えられる。より効果的な事業を行うため、事業に直結した目標設定を行うことを要望する。

**No09 【意見事項】 補助金要綱の消費税部分の返還に関する規定について（農政 部販売・輸出支援課）**

農産物流通販売強化対策事業費補助金交付要綱には消費税部分の返還に関する規程が存在しない。対象が課税事業者であることを想定していない場合でも、適切な補助金の運用を担保するため当該規程を追加することを要望する。

**【現状】**

No.07 【指摘事項】 参照。

**【問題点および改善策】**

No.07 【指摘事項】 参照。

**3.2.10. 農産物ブランド化支援事業**

**【事業の概要】**

県産農産物の販売競争力の強化を図るため、市場・流通関係者、輸出事業者と情報収集、意見交換等を行うほか、山梨県農畜産物販売強化対策協議会（以下、協議会という）に対する補助金交付を行う事業である。

**【目的・法令根拠等】**

県とJAで組織する協議会が実施する市場や小売店等へ向けた販売促進活動およびPR活動に対して補助することにより、県産農産物の販売強化を図ることを目的としている。

**【予算・決算執行状況の年度推移】**

予算	令和元年度	14,294千円	令和2年度	14,295千円
決算	令和元年度	14,256千円	令和2年度	14,184千円

**【具体的目標（令和2年度）】**

市場における県産果実の販売額	340億円
県産果実（モモ・ブドウ・スモモ）の市場占有率（東京・大阪）	1位

**【さまざまな農業基本計画との関連】**

- I 稼ぐ力を最大限発揮できる環境整備
- 4 販売につながるプロモーション等の展開
- (2) 国内における販売促進

**【実施した監査手続】**

職員へのヒアリング  
関係書類の閲覧

**【指摘事項又は意見事項】**

No.10 **【意見事項】 効果的かつ効率的な事業予算の配分について（農政部販売・輸出支援課）**

平成15年から令和2年までの間の予算額が同額で維持されているが、より事業を効果的かつ効率的に行うことが出来るような予算額を検討することを要望する。

【現状】

農産物ブランド化支援事業（以下、本事業という）は、協議会が実施する市場や小売店等へ向けた販売促進活動及びPR活動を支援するため補助金事業である。

令和2年度に協議会で行われた事業は大きく以下のとおりであるが、その多くは現場でのフェード開催や広告媒体を利用した宣伝活動である。

事業名	金額
県産農産物のブランド力強化と販売促進に関するもの	27,101,768 円
「地産地消」又は「地産地消」の取り組みに関するもの	3,172,257 円
新たな消費者の獲得に関するもの	1,980,971 円
計	32,254,996 円

（出典：令和2年度 農産物ブランド化支援事業費補助金実績報告書）

また、具体的目標として県産果実の販売額および市場占有率（モモ・ブドウ・スモモ）を設定している。

過去3年の市場における果実の販売額および果実の出荷量、その割合の推移は以下のとおりである。なお、具体的目標における市場占有率と以下の出荷量の割合は異なるが便宜的に当該数値を使用する。

項目	H29	H30	R1
市場における県産果実の販売額	313 億円	338 億円	313 億円

（出典：農政部予算資料より抜粋）

項目	ぶどう		令和元年	
	平成29年	平成30年	出荷数量 (t)	割合
出荷数量 (t)	40,400	39,400	35,200	22%
割合	25%	24%	30,100	19%
山梨県	24,200	29,400	160,500	100%
長野県	161,900	161,500		
合計				

項目	モモ		平成30年		令和元年	
	平成29年	割合	出荷数量 (t)	割合	出荷数量 (t)	割合
出荷数量 (t)	37,400	32%	37,600	36%	29,300	29%
山梨県	26,500	23%	22,500	22%	24,900	25%
福島県	115,100	100%	104,400	100%	99,500	100%
合計						

項目	スモモ		平成30年		令和元年	
	平成29年	割合	出荷数量 (t)	割合	出荷数量 (t)	割合
出荷数量 (t)	6,000	35%	7,010	34%	4,900	31%
山梨県	2,710	16%	2,790	14%	2,480	16%
長野県	1,810	11%	3,060	15%	1,860	12%
和歌山県	17,100	100%	20,400	100%	16,000	100%
合計						

（出典：農林水産省作物統計調査作況調査（果樹） 確報）

販売額および出荷量については、その年の天候や病気の状況によって変動すると思われるが出荷量の割合は1位を維持している。その意味で具体的目標は達成していると言える。しかし、品目別に細かく見ていくと、ぶどうに関しては過去3年間出荷数量が減少しており、また、長野県は出荷数量を伸ばしている。したがって出荷数量の割合は平成29年に10%程度開いていたものが令和元年には3%まで縮まっている。このように出荷数量の割合が1位であってもその内容に関しては何年によって大きく変化しているのが現状である。

なお、本事業の予算額の推移については平成15年度から令和2年度まで1,400万円と同額の子算が続いている。

【問題点および改善策】

平成15年から令和2年までの間の予算額が同額で維持されており、当該予算の有効性および効率性の検討がなされていないことが問題である。

まず、上述のとおり、具体的目標である市場占有率が1位を維持していたとしても出荷数量の増減があったり、また、他の都道府県に関しても出荷数量の増減があり、取り巻く環境は日々変わっていることから、その状況に応じた攻めの対応が必要であり、そのための子算額の検討が行われてしるべきである。

また、以下は平成20年と令和2年の広告の媒体の内訳の資料である。

項目	平成20年		令和2年	
	金額 (億円)	割合	金額 (億円)	割合
パソコン・媒体広告費 (新聞、雑誌、テレビ、ラジオ)	32,995	49%	22,536	37%
インターネット広告費	6,983	10%	22,290	36%
プロモーションメディア広告費	26,272	39%	16,768	27%
その他	676	1%	0	0%
合計	66,926	100%	61,594	100%

(出典：電通 HP ナレッジ&データ 日本の広告費より抜粋)

この十数年でパソコン・4媒体広告およびプロモーションメディア広告からインターネット広告の割合が大きく増加していることがわかるが、このような変化に伴って広告媒体の単価等も大きく変わっていると推定される。このような大きな変化に応じて広告媒体を使用することを主とする本事業について、より効果的および効率的な広告媒体の選定についての検討が行われるべきであり、同様の効果でより安価な広告媒体がないかどうか、もしくは、高価にはなるがより効果的な広告媒体がないかといった金額部分の検討も行われるべきである。

時代の変化に合わせて、より事業を効果的かつ効率的に行うことが出来るような予算額を検討することを要望する。

**№11 【意見事項】補助金要綱の消費税部分の返還に関する規定について（農産物ブランド化支援事業費補助金交付要綱）**

農産物ブランド化支援事業費補助金交付要綱には消費税部分の返還に関する規程が存在しない。対象が課税事業者であることを想定していない場合でも、適切な補助金の運用を担保するため当該規程を追加することを要望する。

**【現状】**

№07 【指摘事項】 参照。

**【問題点および改善策】**

№07 【指摘事項】 参照。

**3.2.11. 海外販売促進活動強化事業**

**【事業の概要】**

農産農産物等輸出促進委員会を設置し、海外市場に対してプロモーション活動を行い、また、市場開拓を行う事業である。

**【目的・法令根拠等】**

現地輸入業者等と協力し、長期的なプロモーションを実施することで、現地でのシェアを拡大するとともに、現地小売業者との関係強化を図り、働きかけを実施することにより販路拡大を図ることを目的とする。

**【予算・決算執行状況の年度推移】**

予算 令和2年度 14,726千円  
決算 令和2年度 11,742千円

**【具体的目標】**

令和4年度の農産果実の輸出額 1,300百万円

**【さまざまな農業基本計画との関連】**

I稼ぐ力を最大限発揮できる環境整備  
4販売につながるプロモーション等の展開  
(1) 海外への販路拡大と販売促進

**【実施した監査手続】**

・職員へのヒアリング  
・関係書類の閲覧

**【指摘事項又は意見事項】**

特に検出事項として記載するものはない。

### 3.2.12. 中国向け輸出準備事業

#### 【事業の概要】

香港向けにプロモーション活動を行うこと等で海外輸出を強化するための事業である。

#### 【目的・法令根拠等】

巨大な市場が見込める中国において、検疫条件設定後に向けて現地関係機関や輸出業者との関係強化を図り、また、香港におけるブランド力の向上を目的としている。

#### 【予算・決算執行状況の年度推移】

予算 令和2年度 6,802千円  
決算 令和2年度 6,311千円

#### 【具体的目標】

令和4年度の県産果実の輸出額 1,300百万円

#### 【やまなし農業基本計画との関連】

1 稼ぐ力を最大限発揮できる環境整備

4販売につながるプロモーション等の展開

(1) 海外への販路拡大と販売促進

#### 【実施した監査手続】

- ・職員へのヒアリング
- ・関係書類の閲覧

#### 【指摘事項又は意見事項】

特に検出事項として記載するものはない。

### 3.2.13. やまなし6次産業強化促進事業費

#### 【事業の概要】

6次産業化（※）を旨とする加工品開発について、平成23年以降取り組みは継続しているが、6次産業として更なる発展を図り、農業経営の柱となるよう年間1,000万円を超える産品として確立させる取り組みとして一新し、農家所得の向上を図る。

（※）6次産業化・・・1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組のこと（農林水産省ホームページより）

主な事業内容は以下の通りである。

- ① 既存の取り組み業者の開発加工品が経営の一部門となるよう販路開拓・拡大を支援
  - ・山梨流通協議会内での商品検討会でのアドバイスに基づく、県内販路拡大促進
  - ・メディア等でのPR等、県内外の実需者情報ネットワークによる取引拡大の支援
- ② トップレベルを目指す事業者の育成
  - ・専門家による、商品づくり、ネーミング、経営戦略や販売戦略への助言
  - ・商品づくりの支援や販促用チラシ等の作成支援

#### 【目的・法令根拠等】

特に根拠法令・規程等はないが、事業内容のうちの一部委託業務について、やまなし6次産業強化促進業務委託契約及び同仕様書に基づき執行している。

#### 【予算・決算執行状況の年度推移】

(予算)

令和2年度事業予算は、4,880,000円であり、主な内訳は以下の通りである。

報償費 1,040,000円（トップレベル事業者育成に係る指導者謝礼金）  
旅費 151,000円（上記専門家等への旅費等）  
役員費 44,000円（同上）  
委託料 3,618,000円（6次産業強化促進業務委託契約に基づく委託料）  
負担金 27,000円（協議会参加費等）

(決算)

令和2年度決算額は、4,663,189円であり、内訳は以下の通りである。

報償費 1,040,000円  
旅費等 65,909円

役務費 43,680 円  
委託料 3,493,600 円  
負担金 20,000 円

【具体的目標】

成果目標：売上1,000万円以上の加工品数（累計）  
H30年 5品目 ⇒ R4年 10品目

【やまなし農業基本計画との関連】

関連するやまなし農業基本計画上の施策概要は以下の通り。

施策 5 地域の農産物の利用促進

- (1) 地域資源を活用した6次産業化の促進
  - ② 県産農産物を活用した新たな加工品開発の促進と販売支援
    - ・ 専門家による加工品開発の支援
    - ・ 開発した加工品の販路拡大に向けた支援

【実施した監査手続】

- ・ 担当者への質問の実施
- ・ 関連する資料の閲覧

【指摘事項又は意見事項】

No12 【意見事項】 事業の情報共有データベースの構築運用について（果樹・6次産業振興課）

売上高1000万円以上の加工品開発を目指す事業者（以下、「エッジ事業者」という。）に係る進捗状況等（開発品目、現在までの売上高の推移、過去の専門家助言内容とこれに対しエッジ事業者が実施した施策内容及びその結果など）を課内で情報共有できるデータベースを構築運用し、効果的な助言ができるようにするよう要望する。

【現状】

事業概要の通り、専門家による商品づくりや販売戦略等への助言を受ける場の提供や業務委託契約に基づく専門業者による商品化支援施策の提供は、エッジ事業者の商品開発実現に非常に効果的な事業施策であるものと思われる。

【問題点及び改善策】

当該エッジ事業者の1,000万円売上実現までの進捗状況について、担当課内でデータベース化し情報共有されていないので、将来のエッジ事業者へのアドバイス等これらの情報が担当課内でノウハウとして蓄積されずらいことが問題である。

県独自としてアドバイスができるように、様々な商品を取り扱うエッジ事業者が、専門家からの多種多様なアドバイスに対して、どのような施策を考案・実行し、その結果がどうであったか、その結果からのフィードバックをどのように次の施策に生かしたか、などについて纏め、活用することは重要である。

例えば、担当課内でデータベース化し情報共有することがより有用であると考えられる。これにより当該情報を適切かつ適時に蓄積管理することが可能となり、県としてエッジ事業者への確かなアドバイスができるようになることが期待できる。

また、この結果、今後エッジ事業者に選定される新規の事業者に対しても、県から何らかの独自のアドバイスができるような仕組みを作ることには大きな意味があるものと考えられる。

エッジ事業者に係る進捗状況等（開発品目、現在までの売上高の推移、過去の専門家助言内容とこれに対しエッジ事業者が実施した施策内容及びその結果など）を課内で情報共有できるデータベースを構築運用し、効果的な助言ができるようにするよう要望する。

No13 【意見事項】 やまなし6次産業強化推進事業における加工品の現状の売上高の把握について（果樹・6次産業振興課）

加工品の現状の売上高を把握する際に、原則として電話等での聞き取りのみであるということであるが、少なくとも実際に1,000万円を超過した際には、何らかの裏付けとなる資料の提出を求めるよう要望する。

【現状】

エッジ事業者の対象加工品の売上高については、定期的に電話等で確認しているのとである。

【問題点及び改善策】

売上上の進捗状況の管理目的であれば、現状の対応でも特に問題ないものと考えられるが、実際に1,000万円以上の売上となる加工品目が把握された場合、やまなし農業基本計画の一つの重要施策の成否に影響を与えるものであり、売上金額について客観性を確保すべき

と判断されることから、事業者から何らかの裏付けとなる資料（品目別販売実績表等）の提出を受け、売上高が1,000万円以上であることの確認を行うようにすべきであると考える。

### 3.2.14. 地球温暖化に対応した新たな果樹産地づくり促進事業費

#### 【事業の概要】

近年、地球温暖化の影響等により、果実の着色不良・遅延等の発生により果樹生産が不安定になっている。果樹王国やまなしを維持していくためには、高標高地へ産地を拡大するとともに、農家の経営安定化のため、温暖化に対応した新品目の産地化を進める必要がある。そのためには、栽培技術を実証し、新規参入者等に栽培ノウハウを指導し、産地化を進める必要があるため、地域農業者、市町村、JA等の関係機関と一体的に取り組みが必要がある。

主な事業内容は以下の通りである。

- ① 高標高地への果樹産地拡大の支援
  - ・高標高地である富士河口湖町の「富士桃」の知名度向上支援（令和2年度予算として計上したが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い事業を中止）
  - 栽培マニュアルによる新規参入者への技術指導、観光客への販売PRフェア実施
  - ・高標高地である都留市の果樹の産地化支援
- 山間地特有の害虫対策等の課題解決のためのほ場の整備、効果検証を実施する。実証された効果などをマニュアル化し、新規参入者への栽培ノウハウの指導等を行う。
- ② 温暖化に適応した新品目の導入支援
  - ・峡南地域において、温暖化に適応したレモン『璃の香』の導入による産地化支援を行い、課題解決のためのほ場の整備、効果検証を実施する。実証された効果などをマニュアル化し、新規参入者への栽培ノウハウの指導等を行う。

#### 【目的・法令根拠等】

「地球温暖化に対応した新たな果樹産地づくり促進事業費補助金交付要綱」に基づき執行している。

#### 【予算・決算執行状況の年度推移】

(予算)

令和2年度事業予算は、2,426,000円であり、主な内訳は以下の通りである。

負担金 2,371,000円（新たな果樹産地づくり促進事業費補助金交付）

(決算)

令和2年度決算額は、1,375,000円であり、内訳は以下の通りである。

負担金 1,375,000円

**3.2.15. 醸造用ぶどう安定供給体制確立事業費**

**【事業の概要】**

平成 31 年度の甲州種の仕込希望数量は約 3,900 t であり、現状の仕込量から約 1,000 t が不足している状況にある。

醸造用甲州種の需要に見合う原料ぶどうの増産を図るため、早期成園化、低コスト、省力化技術の開発を行い、また生産農家の経営安定と甲州種の長期的な安定生産・供給を図るため、長期契約取引を推進し、醸造用甲州種の規模拡大を図る生産者に必要な経費支援を行う。

主な事業内容は以下の通りである。

① 早期成園化、低コスト、省力化技術の開発  
醸造用ぶどうの甲州種を栽培する生産者の所得を確保し、原料の安定化した単価を維持していくことを目的として、明野ほ場の試験ほにおいて、低コスト果樹棚などを活用しながら省力化や早期成園化技術の実証試験を行う。

② 契約取引の推進、栽培農家の経営安定  
甲州種の安定生産・供給を図るため、長期契約取引を推進し、新植等の苗木代、育成費、棚設置費などを支援する目的で、具体的に以下の施策を行う。

- ・生産者とワイナリーとの長期安定契約取引の推進を目的とした、醸造用ぶどう安定取引推進会議（※1）の運営支援実施
- ・醸造用甲州種を新植及び甲州種のほ場を借入れ継続して甲州種栽培を実施する生産者に対し、必要な経費の補助（※2）を実施

（※1）構成は、農業団体、生産者、ワイナリー等

（※2）補助メニューとしては以下の通り

- ・既存の棚や垣根を活用し、甲州種を新たに新植する
- ・甲州種ほ場を新規に借り受けて棚等を修繕し、栽培を開始する
- ・新たに棚や垣根を設置し、甲州種を新植する

**【目的・法令根拠等】**

主な事業内容②について、「醸造用甲州産地育成強化事業費補助金交付要綱」に基づき執行している。

**【予算・決算執行状況の年度推移】**  
(子算)

**【具体的目標】**

H30 年 地球温暖化等に伴う異常気象に対応した新たな品種や栽培技術、飼養技術の開発・普及、気象災害に対する事前・事後対策の指導を行っている。

R 4 年 栽培技術や飼養技術を開発・普及するとともに、気象災害の事前・事後対策を徹底したことにより、気象災害によるリスクが低減している。

**【やまなし農業基本計画との関連】**

関連するやまなし農業基本計画上の施策概要は以下の通り。

施策 2 農業生産の効率化、農産物の高品質化

(3) 異常気象への対応

- ① 地球温暖化に適応した品目・品種、栽培技術の開発・普及
- ・地球温暖化等に対応した新たな果樹産地づくりへの支援

**【実施した監査手続】**

- ・担当者への質問の実施
- ・関連する資料の閲覧

**【指摘事項又は意見事項】**

特に検出事項として記載するものはない。

令和2年度事業予算は、6,848,000円であり、主な内訳は以下の通りである。  
報酬 994,000円（果樹試験に係る会計年度任用職員に要する経費）  
需用費 462,000円（果樹試験に係る消耗品費）  
負担金 5,250,000円（醸造用甲州産地育成強化事業費補助金の交付）

【決算】

令和2年度決算額は、6,702,437円であり、主な内訳は以下の通りである。  
報酬 993,876円  
需用費 462,000円  
負担金 5,105,000円

【具体的目標】

成果目標：醸造用「甲州」種供給量  
H30年 3,495t ⇒ R4年 3,900t

【さまざまな農業基本計画との関連】

関連するさまざまな農業基本計画上の施策概要は以下の通り。

施策3 品目別の生産振興策

(1) 果樹

- ④ ワインリーの需要に対応した醸造用ぶどうの生産拡大
- ・「甲州」の生産拡大
- ・「甲州」の早期成園化、低コスト化、省力化技術の開発
- ・醸造用ぶどうの品質向上に向けた栽培技術の確立・普及と生産者の意識の醸成
- ・本県に適した欧州系品種の選抜

【実施した監査手続】

- ・担当者への質問の実施
- ・関連する資料の閲覧

【指摘事項又は意見事項】

No14 **【意見事項】補助金交付要綱に基づく財産処分等の確認について（果樹・6次産業振興課）**

交付金支給により、資産（果樹棚等）を取得した事業者について、補助金交付要綱12条に該当する財産処分等の有無を確認するために、果が直接確認するようなモニタリングの仕組みを整備・運用することを要望する。

【現状】

醸造用甲州産地育成強化事業費補助金交付要綱第12条第1項において、補助事業者（醸造用ぶどう安定取引推進会議）は、補助事業により取得した取得財産等については、財産処分制限期間（下記〔参考〕内、参照）を経過するまで、知事の承認を受けず、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供して（以下、まとめて「処分等」という。）はならない、とされ、同条第2項において処分等を行う場合、申請書により知事の承認を受ける必要があると規定されている。

原則として、農業生産者が取得財産等の処分等を行う場合、助成金の交付を受けた補助事業者である醸造用ぶどう安定取引推進会議が申請書を提出し、知事の承認を受ける義務を負っており、県としてはその申請があった場合、その承認をする義務があるのみである。

〔参考〕 《醸造用甲州産地育成強化事業費補助金交付要綱 抄》  
（財産処分の制限）

第12条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して別（又は別表）に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けず、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第6号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

【問題点及び改善策】

上記のとおり、取得財産等を処分等した場合、その事実を把握し県に申請書を提出しなければならぬ責任は助成金の交付を受けた補助事業者であり、県としてはその処分等が行われたという事実を直接把握すべき責任はないことになる。

現状、県として、取得財産等の状況（処分等をしていないか）を直接確認する仕組みは設けておらず、基本的に補助事業者からの報告を受けることとなっている。

しかし、現状の受動的な仕組みでは、補助事業者による適時適切な報告を前提としたものであり、交付要綱第12条3項には、「補助金のうち処分等を実施した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還する」があることから、補助事業者による

適時適切な報告がなされないリスクもある。よって、県の牽制機能の一環として、適切かつ効果的な助成金交付事業の実現の観点から、現状の仕組みは再検討が必要なものと考え、県が農業生産者の農場等に、例えば2～3年に一度など定期的に視察を行うとすると、補助事業者への牽制機能の効果として、取得財産等の処分等が行われた場合に、適時に財産処分承認申請書の提出がなされることか期待でき、さらに農業生産者の現在の経営状態の实地で把握もできることから、結果として適切かつ効果的な助成金交付事業の実現だけでなく、強いては農業基本計画の成果にも資するものと考えられる。

ここで提案した定期的な視察は例示であるが、県として何らかのモニタリング機能が発揮できる体制づくり及びその規定等の整備を要望する。

**3.2.16. やまなしスワート農業推進協議会等開催費**

**【事業の概要】**

掛い手不足に対処した労力不足や農作業の省力化など、県内での実装を目指し取り組まれているスワート農業技術の各実証事業の状況報告や共有をはじめ、産地導入に伴う問題点の検証や他県での有用な取組事例の収集など、各委員（スワート農業推進協議会）の専門見地から各種の課題を幅広く協議をすることで、より効果的に農業現場へ普及促進を行うスワート農業の推進協議会を開催する。さらに、本県のスワート農業革新計画を策定するとともに、農業者がスワート農業を認知する機会としてスワート農業展示会を開催する。

主な事業内容は以下の通りである。

- ① やまなしスワート農業推進協議会の開催
- JAやICTベンダー、生産者団体代表、学識経験者及び県で構成し、スワート農業革新計画を策定するとともに、スワート事業を先導している自治体に出向き視察等を実施する。
- ②スワート農業展示会の開催

スワート農業技術について、開発メーカーを招へいし、対象の機械装置の展示説明会や、スワート農業技術の現状と今後の展望を専門家を招き基調講演を実施する。ただし、令和2年度においては未実施。

**【目的・法令根拠等】**

「やまなしスワート農業推進事業費補助金交付要綱」に基づき執行している。

**【予算・決算執行状況の年度推移】**

- (予算)
- 令和2年度事業予算は、531,000円であり、主な内訳は以下の通りである。
- 補助金 531,000円（やまなしスワート農業推進協議会への助成金）
- (決算)
- 令和2年度決算額は、106,915円であり、主な内訳は以下の通りである。
- 補助金 106,915円

**【具体的目標】**

成果目標：試験研究成果情報数（年間）  
H30年 10件 ⇒ R4年 10件

H30年

農業に関する各種データの蓄積、活用による省力化技術の研究、IoT等を活用した先進技術の導入を進めている。

R4年

AI等を活用し、ももの着果量を判断するシステムや病害虫の診断システムなど新たな技術が実用化され、生産の効率化や高品質化が進んでいる。

【やまなし農業基本計画との関連】

関連するやまなし農業基本計画上の施策概要は以下の通り。

施策2 農業生産の効率化、農産物の高品質化

(1) スマート農業の推進

- ② IoT、ICT等の先端技術を活用した農業の普及促進
  - IoT等の先端技術の実証・普及

・ICTを活用した施設ぶどう栽培やニユアールの作成・普及

・ICTを活用した施設トマトの栽培技術の確立・普及

・IoT等の先端技術を活用した栽培施設等の導入支援

施策3 品目別の生産振興策

(1) 果樹

- ② 高品質化、省力化・低コスト化に向けた技術の開発・普及

【実施した監査手続】

・担当者への質問の実施

・関連する資料の閲覧

【指摘事項又は意見事項】

特に検出事項として記載するものはない。

3.2.17. 県産ブランド果実海外品種登録推進事業費

【事業の概要】

近年、国内の優良品種が国外に流出し、無断増殖している事案が多く発生している。無断増殖された生産物は、日本への輸入差し止めは可能であるが、第三国への輸出は差し止めができない。このような状況から、本県のオリジナル品種の国外への流出及び無断栽培を防止するため、韓国及び中国において、海外品種登録と商標登録を行っている（ただし、令和2年度については商標登録は未実施）。

【目的・法令根拠等】

特に根拠法令・規程等はないが、海外品種登録と商標登録については業務を委託しており、「令和2年度山梨県オリジナル品種海外流出防止対策業務委託契約」及び同「要領」に基づき執行している。

【予算・決算執行状況の年度推移】

(予算)

令和2年度事業予算は、10,712,000円であり、主な内訳は以下の通りである。

委託料 10,410,000円（海外品種登録等に係る業務委託料）

需用費 302,000円（栽培試験用種苗購入費）

(決算)

令和2年度決算額は、2,255,511円であり、内訳は以下の通りである。

委託料 2,075,111円

需用費 180,400円

【具体的目標】

成果目標：ももオリジナル品種『夢みずき』出荷量（年間）

H30年 22t ⇒ R4年 250t

ぶどうオリジナル品種『ブランクキング』出荷量（年間）

H30年 — ⇒ R4年 100t

【やまなし農業基本計画との関連】

関連するやまなし農業基本計画上の施策概要は以下の通り。

施策3 品目別の生産振興策

(1) 果樹

**3.2.18. 6次産業化ネットワーク活動支援事業費**

**【事業の概要】**

農林漁業者の所得や雇用を増大し、地域活力の向上を図るために県が主体となって6次産業化を推進していく必要があり、以下の通り、ソフト面及びハード面から支援を実施している。

《ソフト面からの支援》

①人材育成研修会・インタベンツ研修の実施

6次産業化を実践または支援する人材を育成するための研修会を実施するほか、6次産業化に取り組む農業者等を対象に、既に6次産業化に取り組んでいる事業者のもとでインタベンツ研修を実施する

②6次産業化サポートセンター（県から業者へ委託）の設置と農業者等へのサポート活動  
・相談窓口の設置

・6次産業化を支援する人材（フランチナー、専門家）の選定、登録、派遣  
・総合化事業計画の作成、認定支援及び認定後のフォローアップ

《ハード面からの支援》

総合化事業計画の認定を受けた事業者について、6次産業化に取り組む場合に必要になる加工施設等の整備に対し助成（補助率は1/2以内）を行う。

**【目的・法令根拠等】**

それぞれ以下の根拠規定等に基づき執行している。

《ソフト面からの支援》

・令和2年度やまなし6次産業化サポートセンター運営業務委託契約及び同仕様書  
・令和2年度やまなし6次産業化人材育成研修等業務委託契約及び同仕様書

《ハード面からの支援》

6次産業化ネットワーク活動支援事業費補助金交付要綱

**【予算・決算執行状況の年度推移】**

《ソフト面からの支援》  
（予算）

令和2年度事業予算は、10,659,000円であり、主な内訳は以下の通りである。

委託料 10,659,000円（研修会、サポートセンター設置業務委託料）  
（決算）

- ① 優良品種の開発・普及
- ・オリジナル品種等の育成
  - ・知的財産権の取得・管理
  - ・もも「夢みずき」、ぶどう「フランクキング」など県オリジナル品種の早期産地化

**【実施した監査手続】**

- ・担当者への質問の実施
- ・関連する資料の閲覧

**【指摘事項又は意見事項】**

特に検出事項として記載するものはない。

令和 2 年度決算額は、7,167,241 円であり、内訳は以下の通りである。  
委託料 7,167,241 円

《ハート面からの支援》

(予算)

令和 2 年度事業予算は、30,570,000 円であり、主な内訳は以下の通りである。

補助金 30,570,000 円 (6 次産業化ネットワーク活動支援事業費補助金)

(決算)

令和 2 年度決算額は、30,570,000 円であり、内訳は以下の通りである。

補助金 30,570,000 円

なお当該負担金(補助金)は、農林水産省の「食料産業・6 次産業化交付金」を全額財源としている。

【具体的目標】

成果目標：6 次産業化事業の新規取り組み数

H30 年 92 経営体 ⇒ R 4 年 132 経営体

【やまなし農業基本計画との関連】

関連するやまなし農業基本計画上の施策概要は以下の通り。

施策 5 地域の農産物の利用促進

(1) 地域資源を活用した 6 次産業化の促進

- ① 6 次産業化支援体制の強化
  - ・ 6 次産業化に取り組む人材を育成する研修会・インターンシップの実施
  - ・ 6 次産業化サポーターセンターにおける専門家等の派遣による商品開発や販路開拓などへの支援

② 県産農産物を活用した新たな加工品開発の促進と販売支援  
開発した加工品の生産拡大に向けた施設・機材の整備への支援

(2) 地産地消・地産地消の促進に向けた販売集客拠点の整備等への支援  
② 農産物直売所等の施設整備への支援

- ・ 地域の農産物直売所、農産物加工施設等の整備への支援
- ・ 6 次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画策定への支援

【実施した監査手続】

- ・ 担当者への質問の実施
- ・ 関連する資料の閲覧

【指摘事項又は意見事項】

No15 【意見事項】補助金交付要綱に基づく財産処分等の確認について(果樹・6 次産業振興課)

助成金を使用し、6 次産業化に取り組む場合に必要になる加工施設等の整備を行った事業者が、補助金交付要綱第 13 条に該当する財産処分等の実施の有無を確認するために、県が直接確認するようなモニタリングの仕組みを整備・運用することを要望する。

【現状】

6 次産業化ネットワーク活動支援事業費補助金交付要綱第 13 条第 3 項において、助成金の交付を受けた市町村長は、財産処分制限期間を経過するまで、知事の承認を受けずに取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、取り壊し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供して(以下、まとめて「処分等」という。)はならない、とされ、同条第 4 項において処分等を行う場合、申請書により知事の承認を受ける必要があると規定されている。

なお、財源として利用している国の「食料産業・6 次産業化交付金実施要綱」(農林水産省)においては、当該申請書の承認にあたっては、「承認基準通知」(※1)に基づきその必要性を検討する旨を定めており、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律には財産の処分等の事由によつては助成金の返還を求めている。

※1 「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」(平成 20 年 5 月 23 日付け 20 経第 385 号農林水産省大臣官房経理課長通知)

【参考】《6 次産業化ネットワーク活動支援事業費補助金交付要綱 抄》

(財産の処分の制限)

第 13 条

1 略

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和 31 年農林省令第 18 号)第 5 条に規定する処分制限期間とする。

3 処分を制限された取得財産等については、前項の財産処分制限期間を経過するまでは、知事の承認を受けず、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、取り壊し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

4 市町村長は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第9号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

原則として、事業者が取得財産等の処分等を行う場合、助成金の交付を受けた市町村長が申請書を提出し、知事の承認を受ける義務を負っており、県としてはその申請があった場合、その承認をする義務があるのみである。また同じく、県はその財源を国の食料産業・6次産業化交付金によっており、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき、同じく国から承認を受けなければならないと、処分等事由によっては返還の必要がある。

**【問題点及び改善策】**

令和2年度の補助対象となった6次産業化のための加工設備の総投資額（交付対象事業費）は、合計で63,262千円であり、うち30,570千円が助成されている。

現状、県として、交付要綱に基づく取得財産等の状況（処分等をしていないか）を直接確認する仕組みは設けておらず、基本的に補助事業者からの報告を受けることとしている。

しかし、現状の受動的な仕組みでは、補助事業者による適時適切な報告を前提としたものであり、【現状】に記載の通り、処分事由によっては補助金を返還する必要があることから、補助事業者による適時適切な報告がなされないリスクもある。よって、県の牽制機能の一環として、適切かつ効果的な助成金交付事業の実現の観点から、現状の仕組みは再検討が必要なものと考えらる。

県が農業生産者の農場等に、例えば2～3年に一度など定期的に視察を行うとすると、補助事業者への牽制機能の効果として、取得財産等の処分等が行われた場合に、適時に財産処分承認申請書の提出がなされることが期待でき、さらに農業生産者の現在の経営状態の实地で把握もできることから、結果として適切かつ効果的な助成金交付事業の実現だけでなく、強いては農業基本計画の成果にも資するものと考えられる。

ここで提案した定期的な視察は例示であるが、県として何らかのモニタリング機能が発揮できる体制づくり及びその規定等の整備を要望する

**3.2.19. 就農支援センター事業費補助金**

**【事業の概要】**

農業の担い手を確保・育成するため、山梨県就農支援センターが実施する農業・農村に見識の高い就農支援センターによる就農相談活動や就農啓発活動等の事業に対し助成する。

山梨県就農支援センターは公益財団法人山梨農業振興公社に設置し、一元的に就農や農地に関する情報を管理する。

センターの主な業務は下記となる。

**就農相談活動**

- ・ 就農支援センター2名の設置（県OB）
- ・ 相談活動と就農サポート支援
- ・ 無料職業紹介所として、農業生産法人等への就業を斡旋
- ・ 農業大学校への入校、研修等指導

**就農相談会の開催**

- ・ 県内外での就農相談会の開催（東京や大阪等での開催）

**就農啓発活動**

- ・ 農業関係イベント等での啓発活動（チャラジ等）

**就農支援資金貸付業務**

ただし就農支援資金については平成26年度より貸付主体が日本政策金融公庫に変更され（青年等就農資金）、既に公社での貸付事業は終了しており、現在は公社において償還事務をするのみ。この事務経費は当補助事業に含まれて交付されるが、決算上は別事業（償還事業事務費）で計上されている。

**補助対象・実施主体：**

公益財団法人山梨県農業振興公社（就農支援センター設置主体）

補助金の主な対象経費は就農支援センターの人員費である。

近年はコロナ禍の影響で県外でのイベントも難しい状況である。窓口相談も対面になることから、オンラインでの相談業務を比較的増やすことで対応している。

**【目的・法令根拠等】**

目的：本県の農業・農村の将来を担う意欲ある優れた青年等の確保・育成と円滑な就農の推進を支援する。

根拠法令等：  
農業経営基盤強化促進法  
山梨県就農支援センター事業費補助金交付要綱

【予算・決算執行状況の年度推移】	平成30年度	平成31年度	令和2年度
予算額	7,225	7,296	7,377
決算額	7,225	7,132	7,239

(単位：千円)

【具体的目標】  
新規就農数と就農定着率

【やまなし農業基本計画との関連】

稼働力を最大限発揮できる環境整備

1 成長産業化に向けた担い手の確保・育成

(1) 新規就農者や参入企業の確保・育成

① 就農促進体制の強化

【実施した監査手続】

事業内容をヒアリングし、関連する書類を閲覧した。

【指摘事項又は意見事項】

No16 【意見事項】 事業の効率性の検証について (担い手・農地対策課)

補助金の効果を測定するうえで、補助事業に効率性があるかを何らかの方法で検証し、事業の改善に繋げていく具体的な方法を確立することを要望する。

【現状】

相談業務の質について相談者からフィードバックを受ける具体的な方法を策定して、業務の質の向上による効率化の余地があると考えられる。

新規就農者の増加を目指すことが本事業の目的であり、実際に推移を見ると相談から就農に至った人数も増えており、事業には一定の有効性が認められる。

ここ数年の実績で見ると、例えば平成30年度では就農まで至ったのは相談者273人に對して20人程度の実績となっている。

相談件数が就農件数に直結する訳ではなく、相談者によって就農への本気度に温度差がある事も事実であり、この比率で事業の効率性をはかることはできない。  
効率性について定量的な成果目標は設定しにくい事業であることは理解できる。

【問題点及び改善策】

ただし、補助金の効果を測定するうえで、補助事業に効率性があるかを何らかの方法で検証し、事業の改善に繋げていく体制も有用である (監査意見No.01No.02参照)。

相談者へのオンラインでのアンケートによる回答の分析は、業務上の問題点の発見や品質向上につながる。本事業はこの方法が比較的容易かつ効果的な事業であると考えられる。相談者からもつとことういう情報やアドバイスが欲しかった等、具体的なフィードバックの声を聞くことが、一層の事業の改善につながると思料する。

### 3.2.20. 農業次世代人材投資資金交付事業費

#### 【事業の概要】

次世代を担う農業者になることを志向する者に対し、就農前の研修段階（2年以内）及び経営が不安定な就農直後（5年以内）の経営確立に資する生活資金を交付するもの。  
前者を準備型、後者を経営開始型と呼ぶ。  
国の政策により実施される事業であり、研修生への助成を補助金の形で、研修生に直接（準備型の場合）、あるいは市町村を通じて（経営開始型の場合）交付する。

補助金の他、新規就農者の交流会の経費がある。

#### 補助金の概要

<準備型>

交付主体：山梨県

交付額：年間最大150万円（最長2年間）

実施主体：各研修生

<経営開始型>

交付主体：市町村

交付額：経営開始初年度は年間150万円、

経営開始2年目以降は所得により変動する（最長5年間）

実施主体：各就農者

令和2年度実績で準備型13名、経営開始型110名。

本事業は国の制度に基づき、事業費全額について国費を財源としている。

就農希望者が最大年間150万円、最長7年間という生活費の助成を国費で受けることができる制度であるため、予算の限られた山梨県における就農者増加策において重要な事業であると言える。

なお令和2年度は、準備型と同一の内容で就職氷河期世代の新規就農促進事業が実施されている。

国費を財源とできる重要な事業であるにもかかわらず、実施額は年々減少している。国の予算は県の意向のみでは決まらず十分に確保することは困難だが、県としては割り当てられる予算を十分に活用することを要望する。

交付実績（準備型・経営開始型合計）（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
山梨県	245	223	209	169	131	123
全国	14,107	14,779	15,014	13,674	12,509	未公表

（出典：農林水産省HP。ただし令和2年度は農政部提供データ）

※なお、「就農定着支援制度推進事業」「やまなしあぐりセミナー設置事業費補助金」は同事業と関連が深いため各々を参照のこと。

#### 【目的・法令根拠等】

目的：

国の農業次世代人材投資事業を活用し、次世代を担う農業者となることを志向し、就農に向けて研修を受ける者及び次世代を担う農業者となることを志向する経営開始直後の農業者に対し、資金の交付を行うことで就農意欲の喚起を図り、新規就農者を増加させることにより持続可能な農業を実現する。

根拠法令等：

農業人材力強化総合支援事業実施要綱

山梨県農業次世代人材投資資金交付事業費補助金交付要綱

【予算・決算執行状況の年度推移】（単位：千円）

	平成30年度	平成31年度	令和2年度
予算額	279,895	257,397	231,148
決算額	191,269	162,282	158,691

#### 【具体的目標】

準備型：

交付対象者の内、研修終了後1年以内に就農した者の割合 90%

経営開始型：

交付対象者の内、経営開始8年目まで農業経営を継続している者の割合 90%

【やまなし農業基本計画との関連】

稼働力を最大限発揮できる環境整備

- 1 成長産業化に向けた担い手の確保・育成  
(1) 新規就農者や参入企業の確保・育成
- ②就農定着に向けた仕組みづくり

【実施した監査手続】

事業内容をヒアリングし、関連する書類を閲覧した。

【指摘事項又は意見事項】

No17 【意見事項】事業のモニタリングの充実について（担い手・農地対策課）

事業を所管する際においても、研修の現場作業における傷害保険適用事業発生に対処するため、予防とモニタリングを充実することを要望する。

【現状】

ある準備型（就職氷河期世代の新規就農促進事業）の研修生の研修状況報告書によると、8月の月間研修時間が259時間（なお5月から10月の半年間で1,200時間）となっており、週6日ではほぼ毎日10時間を超える研修を受けている。

この他、研修生はやまなしあぐりゼミナールにおいて座学（年30時間程度）を受講することとされており、研修生が相当にタフなスケジュールにおかれていると予想される。

現場での作業はあくまで研修であり労働ではない。ただし、労働の定義が「労働場所や作業を指示され、時間を拘束され、体を使い労働力を提供し対価が支払われるもの」と考えられると、研修内容の大半が栽培管理（収穫・出荷・剪定・播種等）であり、屋外作業と予想され、その実態は労働に近いものと推測される。

なお交付される金額を給与手当と考えた場合、時給およそ482円となる。

研修生に傷害保険加入が強制されるのは、作業内容から判断して一定のリスクがあるためと思われる。

現状では、研修における傷害保険適用事業の発生の報告を県が受けることは明文化されておらず、県ではこれまで傷害保険適用事例は把握していない。

【問題点及び改善策】

炎天下の8月に屋外作業を259時間することに關して生じる熱中症等の傷害リスクは、個人差があり一概には言えないが、決して低いと言いつけることはできない。

研修作業報告を受ける県としては、研修時間や作業内容に関するモニタリングの一環として、労働リスクと同様のリスクにも目を配り、事故が発生した場合の報告を明文化するなど研修生の安全にも留意することを要望する。

また、予防策として各アグリマスターに事前に周知することが有用と考える。

**3.2.2.1. やまなしあぐりゼミナール設置事業費補助金**

**【事業の概要】**

新規就農者を確保するため、就農に必要な基礎的な技術や知識が不足する者を対象とした研修事業に対し助成する。

交付先・実施主体：

公益財団法人山梨県農業振興公社（あぐりゼミナール設置主体）

対象者：

新規参入者、新たに自営による経営を開始する者（ただし畜産は雇用就農も対象）

講師：

技術実習：アグリマスター

座学：外部講師・県職員等

アグリマスターや講師の報償費は農業振興公社が支出し、その他、研修コーディネーターの人件費や諸経費も含め、事業経費の全額に対して県が補助している。

研修生の研修手当は農業次世代人材投資資金（準備型）（以下、準備型と呼ぶ）を利用しており、財源は国補による。（年間 最大150万円/人）

農業振興公社に研修コーディネーターを設置し、ゼミナールを通してアグリマスター等のもとでの技術実習や経営管理等の講義を組み合わせた研修の実施をするものである。研修コーディネーターはその調整役をしている。

なお、令和2年度よりアグリマスター等の先進農家等で直接研修を受ける者が準備型の支援対象外となり、これまで通りの形で就農定着支援制度推進事業を継続することができなくなったため、認定研修機関を利用した新規事業を立ち上げて準備型の要件を満たせるように新たにスタートさせたものが同事業である。

**【目的・法令根拠等】**

目的：

農業振興公社を研修実施主体とした、実践的な技術習得と就農に必要な基礎的な知識習得を行う新たな研修制度を構築し、新規就農者の確保・育成を図る。

根拠法令等：

やまなしあぐりゼミナール設置事業費補助金交付要綱

**【予算・決算執行状況の年度推移】**

（単位：千円）

	平成30年度	平成31年度	令和2年度
予算現額	-	-	7,437
決算額	-	-	5,786

令和2年度からの新規事業である。

**【具体的目標】**

具体的な成果指標なし。

**【やまなし農業基本計画との関連】**

核ぐ力を最大限発揮できる環境整備

1 成長産業化に向けた担い手の確保・育成

(1) 新規就農者や参入企業の確保・育成

②就農定着に向けた仕組みづくり

**【実施した監査手続】**

事業内容をヒアリングし、関連する書類を閲覧した。

**【指摘事項又は意見事項】**

**№18 【意見事項】畜産業の新規就農希望者の技術研修体制整備について（担い手・農地対策課）**

**畜産業の新規就農希望者が、準備型の要件を満たすために必要な技術研修を受けられる体制の整備を要望する。**

**【現状】**

本事業において基礎的な農業技術の研修を担う県内で登録されている先進農家（アグリマスター）については、分類別を集計すると下記のとおりとなっている。

登録アグリマスター一件数（令和3年8月時点）

分類	件数
果樹	182
複合（果樹・野菜・水稲のうち複数）	62
野菜	34
茶	2
畜産	0

（出典：農政部作成資料より）

**【問題点及び改善策】**

当事業は、準備型の要件を満たす受講生（要件を満たす場合最大150万円/年の助成を受ける）が、補助対象である農業振興公社に設置されたアグリゼミナールを通してアグリマスター等による技術研修等を受けるものである。

準備型の適用範囲には畜産も含まれており、準備型の助成を受けながら就農を目指す場合、畜産農家等の先進農家（アグリマスター）の元で研修を受ける必要がある。しかし、現状、上記に示す通り畜産関係の登録アグリマスターは、0件である。

農業研修の受け入れ先になり得る（アグリマスター登録の可能性のある）県内の畜産農家の戸数は下記となっている。

令和2年度の山梨県の畜産農家戸数（農政部作成資料より）				（単位：戸）	
	酪農	肉用牛	養豚	採卵鶏	肉用鶏
戸数	56	63	19	38	16

準備型の研修要件である年間1200時間の研修は、研修生を受け入れる側の負担も大きく、畜産農家数も限られていることから、これまで畜産業希望者のやまなしアグリゼミナールの申し込みはないとのことだが、受け入れ体制を整えた畜産農家をあらかじめアグリマスターとして認定しておくなど、山梨県の畜産就農者を増やすための対応策の充実を検討していただきたい。

**№19 【意見事項】ゼミナール事業の実施報告について（担い手・農地対策課）**

補助効果の把握と予算策定に有用な情報として、ゼミナール事業における実際の事業経費を実施報告書において報告を受ける体制の構築を要望する。

【現状】

実施報告書に添付される収支決算において記載される推進事業費の実績金額が予算額と同額になっている。これは、推進事業費のうち事務費についてゼミナールにおける実際の経費が予算を超えているためである。予算超過した分は実施主体である県農業振興公社が自己負担している。

実際に補助対象先でこの事業で費やしたコストを県への報告資料では認識できない。

実績報告に添付される内訳表（抜粋）

（単位：円）

項目	予算額	実績
	人件費	1,626,648
郵便・消耗品・ガソリン代他	99,580	126,490
小計	1,726,498	1,726,498

**【問題点及び改善策】**

補助金が目的どおり支出され補助対象外のものに支出されていないか、効率的に支出されているかどうかの判断において、予算との対比で実績金額を把握するために収支決算を添付するものと考ええる。

また、翌期の予算設計に際して実際の事業に要する経費が把握されていないと適切な予算策定ができない可能性がある。特に同事業は、当年度より新規に開始された事業であり実績がない分子算策定が比較的難しいと思われる。実施報告において実績額を報告させる形式の方が、事業の実態を把握して柔軟な対応ができるのではないかとと思われる。

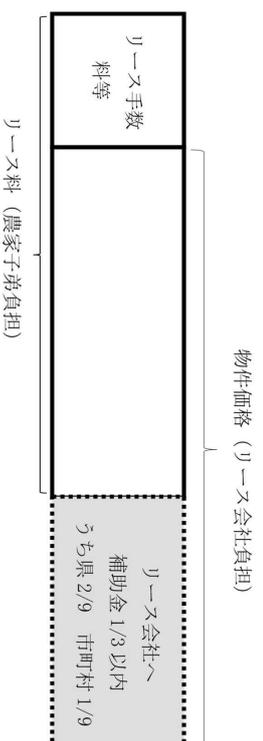
### 3.2.22. 果樹王国やまなし就農支援事業費補助金

#### 【事業の概要】

親族の農業経営体に就農した農家子弟が、規模拡大する際に必要とする農業機械等をリースする際のリース料の一部について、市町村とともに助成するもの。  
対象となる機械は規模拡大に必要な農業機械で、トラクター、コンバイン、スピードスプレイヤー（農薬等の噴霧機。自走型のもが一般的）、動力噴霧器等。  
事業主体は市町村であり、リース会社における購入金額のうち県が2/9以内、市町村が1/9以内を負担するものである。

補助対象：市町村

取組主体：農家子弟（機械等の使用者）



取組主体（機械等の使用者）は下記が要件となる。

- ・ 三親等以内の親族に就農した者
- ・ 就農時 55 歳未満の者
- ・ 認定農業者または認定新規就農者（計画書を定め認定を受けていること）
- ・ 規模拡大を目指す者（中間管理機構を利用して農地を一定以上借り入れること）

取組主体は例年 10～20 名程度だが、平成 31 年度は 4 名、令和 2 年度は 3 名であった。

これは、設備導入支援については別途コロナウイルス対策の支援制度を利用する事業者が多かったことによる影響もあると推測される。

#### 【目的・法令根拠等】

目的：

農家子弟が親元就農し規模拡大する際に要する農業機械等の導入を支援し、農家子弟の就農および経営継承を促進する。

根拠法令等：

果樹王国やまなし就農支援事業費補助金交付要綱

#### 【予算・決算執行状況の年度推移】

(単位：千円)

	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
予算現額	10,000	10,000	10,000
決算額	7,479	2,750	2,231

#### 【具体的目標】

新規就農者数 340 人/年  
取組主体の定着率 100%

#### 【やまなし農業基本計画との関連】

稼ぐ力を最大限発揮できる環境整備  
成長産業化に向けた担い手の確保・育成  
(2) 中心経営体の育成と農地集積等

#### 【実施した監査手続】

事業内容をヒアリングし、関連する書類を閲覧した。

#### 【指摘事項又は意見事項】

#### No20 【意見事項】 農家子弟の一層の規模拡大について（担い手・農地対策課）

農家子弟の一層の規模拡大のためには、リース型のみでなく購入型の導入も検討し、有用な事業とすることを要望する。

#### 【現状】

農家子弟の設備導入を支援する同事業は現状、専らリース型のみである。リース会社の購入額に対して補助が行われ、その結果取組主体（使用者）の負担するリース料が割引され、間接的に補助の効果を享受できるというスキームである。

取組主体が直接機械等を購入した場合に購入額に対して補助を受ける形式は、現状選択の余地がない。

#### 【問題点及び改善策】

令和 2 年度は予算 10,000 千円と比較して 2,231 千円の実績にとどまっている。

上述のように、農家子弟が別途コロナ対策事業を利用した影響もあるが、今後現状の事業内容のままでは、十分に活用され難い制度のままとなる可能性もある。

なお令和2年度の一取引を例に取る。

スビードスズレイヤーマ(SS) 1台リース  
リース会社の購入金額 3,540,000円  
県・市の補助額合計 1,179,999円

取組主体の負担するリース料 2,702,000円 (リース期間 (7年間) 合計)

リース料には自動車税が含まれているため、SSの自動車税が年2,400円(農耕作業用小型特殊自動車。R3年9月現在(南アルプス市。))とすると、仮に取組主体が同額で直接購入し、補助額も同額と仮定した場合は、取組主体の7年間の資金負担は2,360,001円+16,800円=2,376,801円となる。

つまり、リースした場合より325,199円有利となる。

なお使用期間のSSの自動車保険料は使用者が自己負担することになるため、リースである方が購入である方がこのコストは負担する。(リース契約における特約)

上記の有利な額が、リース会社への分割払いにかかる金利相当や動産保険コスト(メンテナンスコスト)と考えれば、決して合理性のない金額ではない。

ただし、導入時点で資金繰りの余裕がある取組主体であれば、購入した方がトータルコストを低く抑えられ(SSの耐用年数がおよそ7年程度を前提とする)、利便性がある可能性がある。

また中古の機械であったり、数十万円程度の高額でない機械等であれば、敢えてリースでなく一括購入の利用者需要が増え、取組主体にとってより利便性のある制度となり得る。資金繰り状況に応じて事業者の選択の余地を与えるため、購入型の補助の仕組みも導入を検討いただきたい。

### 3.2.23. 農業委員会ネットワーク機構補助金

#### 【事業の概要】

農業委員会ネットワーク機構として県より指定を受けている団体に対し、そこが行う法令で規定された事業(市町村の農業委員会相互の連絡調整、農地転用許可に係る意見提出等)に要する経費の一部を補助するもの。

- 農業委員会等に関する法律第43条により、下記のような法令事務が規定されている。
- 農業委員会相互の連絡調整、農地等の利用の最適化の推進の取組の優良事例の展開、農業委員等に対する講習及び研修その他の農業委員会に対する支援
- 農地に関する情報の収集、整理及び提供
- 新規参入者への関係農業委員会の紹介その他の新規参入に関する支援
- 法人の支援その他農業経営の合理化のための支援
- 農業一般に関する調査及び情報の提供
- 農地転用許可に係る農業委員会への意見提出(農地法その他の法令の規定により機構が行うものとされた業務)

県に1つに限り農業委員会ネットワーク機構として指定できることとなっており、山梨県では一般社団法人山梨県農業会議が指定されている。

同社は、農業委員会含む66団体の会員(うち常設審議委員25名)で組織され、事務局員5名が設置されている。

補助金交付先：一般社団法人山梨県農業会議  
事業実施主体：一般社団法人山梨県農業会議

山梨県農業会議は自主財源のない団体(事業費補助金と会員の会費が主な収入となっている)であるため、同事業は事業補助金ではあるが、同団体の運営補助金に近いと言える。

#### 【目的・法令根拠等】

目的：  
農業委員会ネットワーク機構を設け、農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図り、農業の健全な発展に寄与する。

根拠法令等：

農業委員会等に関する法律  
山梨県農業委員会交付金等交付要綱

【予算・決算執行状況の年度推移】 (単位：千円)

	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
予算額	23,626	23,358	24,646
決算額	23,626	23,381	24,801

令和 2 年度決算 24,801 千円のうち国庫負担が 10,749 千円である。

【具体的目標】  
具体的な成果指標なし。

【やまなし農業基本計画との関連】  
稼ぐ力を最大限発揮できる環境整備  
成長産業化に向けた担い手の確保・育成  
(2) 中心経営体の育成と農地集積等

豊かで活気ある農山村の創造  
7. 力強い農業を支える基盤整備  
(3) 効果的な荒廃農地対策の推進

農業委員会ネットワーク機構は、「人・農地プラン」に基づき貸し手と借り手のマッチング等も含めた農地の利用最適化を推進しており、農地の集積や荒廃農地の減少といった上記の基本計画と関連すると考えられる。

【実施した監査手続】  
事業内容をヒアリングし、関連する書類を閲覧した。

【指摘事項又は意見事項】

No21 【意見事項】 国庫負担経費の財源確保について (担い手・農地対策課)

国庫負担経費は国庫財源を十分に確保し、その財源範囲内で補助額とするよう要望する。果費により不足額を補填するべきものではないと考える。

【現状】  
農業委員会ネットワーク機構は、農業委員会等に関する法律 (昭和 26 年法律第 88 号。以下、法とする。) に基づき、農地法に基づく業務を実施している。(法第 43 条第 1 項 7 号) として、法第 2 条第 4 項において、「農地法にかかる業務にかかる経費は国が負担する」旨が規定されている。

この農地法に基づく業務 (具体的には、農地転用許可に係る農業委員会への意見提出等) として、常設審議委員会による審議が該当する。

機構における事業経費のうち、常設審議委員手当や農地法関連業務に専念している職員の給与と法定福利費については、法第 2 条第 4 項に基づき国が負担するべき経費として、補助金要綱上も国庫負担経費とされ、実績の 10 分の 10 以内を補助金負担とされている。

令和 2 年度の機構の実施報告では、この国庫負担経費は積算で 16,514,211 円となっており、このうち 13,500,000 円を補助対象として報告している。法 2 条 4 項に基づけばこれは本来全額国が負担するべきものだが、国の補助額は 10,749,000 円であるため、差額 2,751,000 円は、国庫負担経費にもかかわらず果が負担していることとなる。

これは、国が積算に基づく十分な予算を付けずに、一定基準により各県に対して予算配分を決定しているためである。

【問題点及び改善策】

国の政策に基づく事業であり、法令で国庫負担が規定されている以上、国庫で負担するべき経費は国庫への予算要求により十分な財源を確保するべきである。現状では国の配分を所与とし果費で不足分を補填する形が続いている。

農地の有効利用と荒廃地の減少は国全体としても目指すべき施策となっており、その施策に向けて各市町村を取りつなぐ役割である農業委員会ネットワークの意義は大きい。十分な活動ができるよう、法 2 条 4 項を論拠とし、事業の重要性を主張することで国に十分な予算を要求することを要望する。

また、国庫予算に限界があるのであれば実績額を抑制する工夫を検討する余地はある。例えば、常設委員手当は現状定額であるが、出席頻度に応じて支給する等効率化をはかり、国庫予算の範囲内に収める等、改善の余地はありと考える。

No22 【意見事項】 国庫負担経費に含めて補助額算定根拠について (担い手・農地対策課)

国庫負担職員の退職給付積立金については、給与や法定福利費と同様に国庫負担経費に含めて補助額算定根拠とすることが合理的と考え、改善を要望する。

【現状】  
退職給付積立金については、県費負担職員の分のみでなく国庫負担職員の分も含めて共通経費（県費負担）として集計され、そのうち1/2以内を補助率として補助額を算定している。

【問題点及び改善策】  
退職給付積立金は人件費であり、業務の対価の後払いの性質を有するものである。このため、国庫負担職員の退職給付積立金は、給与や法定福利費と同様に、本来、法2条4項に基づき、国費で負担すべき経費である。  
現状の退職給付積立金には国費負担職員分も含まれており、共通経費に含まれるため、国庫負担職員の人件費を県費で負担していることになっている。国庫負担職員の退職給付積立金については、給与や法定福利費と同様に国庫負担経費を含めて補助額算定根拠とすることが合理的と考え、改善を要望する。

### No23 【意見事項】 農業委員会ネットワーク機構に対するモニタリングを強化について（担い手・農地対策課）

機構の実績報告において報告された人件費の金額が実際と異なっていた。所管課としては実際の補助対象経費がいくらであったか機構に対するモニタリングを強化する体制を整えることを要望する。

【現状】  
業務費の職員給与費・法定福利費のうち、県費補助対象2名の報告金額が、事業にかかると実際の給与手当額と30数万円異なっていた。  
これは、機構において、対象者の給与のうち当事業に要した給与分と他の事業にかかる給与分の按分を誤ったことによるもので、また、報告書では補助対象経費でない「その他手当」を誤って補助対象経費として集計していた。  
なお、結果的には、実際の職員給与費・法定福利費の補助対象経費10,480,361円に対する補助額5,062,000円は要綱上の補助率（1/2）の範囲内に収まっている。

【問題点及び改善策】  
補助を受ける側からの報告には、実際に要した経費を適切に報告しない不正リスクが存在する。県としては、実績報告の書類上の内容を精査するだけでなく、実際に事業に要した経費が正しく報告されているかについて、機構に対して、より詳細に確認することが必要となる。

### 3.2.24. 就業定着支援制度推進事業費

【事業の概要】  
農家後継者等の技術習得と就業定着を促進するため、アグリマスター（地域の篤農家）による長期研修を支援する。

※アグリマスター：新規就業農者の育成に高い見識と能力を有する者で、県が委嘱する。

具体的な事業内容  
・就業希望者に対する研修実施  
アグリマスターのもとで栽培技術の習得や地域住民との人間関係の形成支援等のための研修を実施。

研修期間は最長11か月であり、アグリマスターは研修指導の報償費が月額50,000円支給される。（最大550,000円/人）

研修生は研修手当（農機具や研修に必要な書籍等の経費）をアグリマスター経由で月額50,000円支給される。（最大550,000円/人）

この研修手当の原資は、アグリマスターへの研修手当補助金として県から交付される。研修期間はおおむね年間150日以上、1,200時間以上とされている。

・その他  
研修生の横のつながりを深めるための交流会や集合研修会等も事業に含まれる。

令和2年度決算内訳は下記のとおり（すべて県費負担）。  
報償費（主にアグリマスターへの報酬）：2,250千円  
補助金（研修生への研修手当補助）：2,200千円  
交付先：各アグリマスター  
実施主体：各研修生

事務事業点検の結果、アグリマスターによる支援の形は他の事業に組み替える形として、当事業は令和2年度をもって廃止としている。  
廃止決定となった理由は、以下の経緯による。

令和元年度までは、国の事業である農業次世代人材投資資金事業（準備型）（以下、「準備型」と呼ぶ。）の要件を満たす研修生が、農業研修を受講するために本事業の適用を受け、アグリマスターの元で研修をするパターンが多かった。

この場合、アグリバスターへの報償費は県の事業費であるものの、準備型により研修生が受けられる生活費支援の助成（一人につき最大150万円/年）は国費であることから、県は厳しい財政負担をすることなく、就農定着数を増やすことができていた。

しかし令和2年度からは、国の制度改定により準備型の適用を受けるための要件から先進農家や先進農業法人が研修機関から除外され、本事業のような研修形態は、準備型の交付要件の対象外とされた。

このため、令和2年度からは、準備型の要件を満たす研修生については、あぐりゼミナール設置事業を設けることにより、県が認定した研修機関（農業振興公社）を通じての農業研修を受講してもらう形となった。

令和2年度においてもなお本事業を適用しているのは、準備型の要件を満たさない研修生のみ。

準備型の要件を満たさない研修生（就農希望者）の例

- ・5年以内に経営承継を予定しない農家子弟（親の年齢が比較的若い等）
- ・すでに農地を所有している等経営基盤があるとみなされる者

準備型の要件と当事業の適用要件や金額等の違いは下記のとおりである。研修生が受けられる補助（助成）額に大きな違いがあり、その分、準備型の要件の方が厳しくなっていると言える。

表8 準備型の要件と当事業の適用要件や金額等の違い

事業実施主体	山梨県	やまなしあぐりゼミナール設置事業 (研修生は「準備型」を適用)
研修品目	果樹・野菜・花き・作物・畜産	果樹・野菜・畜産
研修内容	アグリバスターの元での技術研修	アグリバスターの元での技術研修 ワークシンプラグや農業簿記などの座学
報酬	月5万円以内（県費）	月5万円以内（県費）
研修手当	月5万円以内（県費）	月12.5万円以内（国費）
対象者の主な要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就農時50歳未満</li> <li>・すでに農地を確保している等、準備型の要件を満たしていない者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就農時50歳未満</li> <li>・常勤の雇用契約を締結していない</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親元就農する場合は就農後5年以内に当該農業経営を継承</li> <li>・独立自営する場合は就農5年以内に認定農業者または認定新規就農者の認定を受ける</li> <li>・前年の世帯所得が600万円以下</li> </ul>
--	--

令和2年度に準備型の要件を満たさず本事業を適用した件数は4件のみであり、他の事業との勘案により総合的に判断した結果、令和2年度をもって本事業を廃止したとこのことである。

上記の2例のような就農希望者については、研修を受ける体制自体は令和3年度時点で整備されており、前者の農家子弟については「親元就農者経営安定事業」が新設されている。

【目的・法令根拠等】

目的：  
山梨県内の果樹農業等への新規就農者の就農・定着を図る。  
そのためにアグリバスターのもとで行われる就農前の研修の実施を支援するとともに、研修生及び就農当初の新規就農者を対象とした集合研修会やアグリバスターの資質向上を図るための研修会を開催する。

根拠法令等：

就農定着支援研修円滑化事業費補助金交付要綱

【予算・決算執行状況の年度推移】

	平成30年度	平成31年度	令和2年度
予算額	31,559	23,659	5,858
決算額	23,898	12,622	4,450

(単位：千円)

【具体的目標】

研修終了後1年以内に就農した者の割合 100%

【やまなし農業基本計画との関連】

稼ぐ力を最大限発揮できる環境整備

- 1 成長産業化に向けた担い手の確保・育成

- (1) 新規就農者や参入企業の確保・育成
- ②就農定着に向けた仕組みづくり

【実施した監査手続】  
事業内容をヒアリングし、関連する書類を閲覧した。

【指摘事項又は意見事項】  
特に検出事項として記載するものはない。

### 3.2.25. 鳥獣被害防止総合対策事業費

#### 【事業の概要】

国の「鳥獣被害防止総合対策交付金」を活用し、鳥獣被害防止特措法により市町村が作成する被害防止計画に基づき取り組みに係る費用を助成する。

助成の対象となる経費は次の通りである。

#### ソフト対策

鳥獣被害対策実施隊、民間団体等による地域ぐるみの被害防止活動

・発信器を活用した生息調査

・捕獲機材の導入

・鳥獣の捕獲・追い払い

・放任果樹等の除去、緩衝帯の整備

・捕獲に関する専門家の育成支援

捕獲を含めたサル複数の複合対策、他地域の人材を活用した捕獲、ICTを用いた新技術実証、

ジビエ活用に向けた地域の取組

都道府県が実施する広域捕獲活動、新技術実証活動、人材育成活動等の取組

捕獲活動経費の直接支援

鳥獣被害対策の地域リーダーや対策の中核となるコーディネーター育成等のための研修

ジビエの流通量の確保や需要拡大のための普及啓発活動、関係者間の情報共有等の取組

補助率 1/2以内

定額：新規地区（2百万円以内）、鳥獣被害対策実施隊の取組（1～3百万円以内）、

ICT等を用いた新技術実証等高度な対策への取組（1百万円以内）、捕獲を含めたサルの複

合対策（1百万円以内）、農業者団体等民間団体の取組（2百万円以内）

ハード対策

侵入防止柵等の被害防止施設

鳥獣の食肉（ジビエ）等への処理加工施設、焼却施設、捕獲技術高度化施設

補助率 1/2以内

表9 山梨県における鳥獣の農作物被害状況

被害種	被害面積 (ha)	H26	H27	H28	H29	H30	R1	
		被害額 (百万円)	122	128	121	122	118	113
主な被害	サル	被害面積 (ha)	122	128	121	122	118	113
		被害額 (百万円)	697	689	653	599	565	555
		被害額 (百万円)	154	150	136	133	127	123
	イノシシ	被害面積 (ha)	39	40	39	32	31	28
		被害額 (百万円)	333	323	306	261	253	246
		被害額 (百万円)	64	60	55	52	49	44
	シカ	被害面積 (ha)	35	36	36	37	35	36
		被害額 (百万円)	207	218	196	180	182	185
		被害額 (百万円)	42	44	41	39	38	39
	その他	被害面積 (ha)	41	46	39	45	42	41
		被害額 (百万円)	140	132	136	141	104	99
		被害額 (百万円)	40	38	34	35	32	31
鳥害	被害面積 (ha)	7	6	7	8	10	8	
	被害額 (百万円)	17	16	15	17	26	25	
	被害額 (百万円)	8	8	6	7	8	9	
合計	被害面積 (ha)	26	27	25	23	22	22	
	被害額 (百万円)	89	87	75	69	65	65	
	被害額 (百万円)	34	30	29	26	24	25	
合計	被害面積 (ha)	148	155	146	145	139	135	
	被害額 (百万円)	786	776	728	667	630	620	
	被害額 (百万円)	188	180	165	159	151	148	

※小数点以下を四捨五入しているため、「合計」と個々の項目を合わせた数があわない場合があります。

(出典：県 提供資料)

事業効果

【目的・法令根拠等】

(目的)

近年、サル、イノシシ、シカなどの野生鳥獣が農作物に与える被害は、ここ数年減少傾向にあるものの、依然として1億5千万円程度の被害があり、全県的に深刻な状況となっている。野生鳥獣による農林業等に係る被害を防止するためには、地域主体の取り組みを推進することが効果的であるため、地域全体で被害防止対策に取り組むための体制の早急な整備を行い、鳥獣による農林業に係る被害軽減を図る。

(根拠法令)

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱

山梨県鳥獣被害防止総合対策事業費補助金交付要綱 (補助金交付要綱)

山梨県鳥獣被害防止総合対策事業実施要領 (実施要領)

【予算・決算執行状況の年度推移】

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
予算	46,713	51,026	46,982
決算	37,384	39,249	33,694

事業実績

○令和元年度 推進事業23 協議会

○令和2年度 推進事業21 協議会

表 10 鳥獣被害防止総合対策事業 事業実績

事業実施主体	令和2年度 補助金額		備考	令和4年度 補助金額		備考
	事業費	補助金		事業費	補助金	
1 甲州市 鳥獣被害防止 協会	3,874,000	2,874,000	① 鳥獣公開講座、② 捕獲訓練 村集人、③ 緊急通報訓練 村集人、④ 緊急通報訓練	4,868,800	3,868,800	① 鳥獣公開講座、② 捕獲訓練、③ 緊急通報訓練、 ④ 緊急通報訓練
2 田原市 鳥獣被害防止 協会	1,941,000	1,725,000	① 鳥獣公開講座、② 捕獲訓練 村集人、③ 緊急通報訓練	2,952,000	2,652,000	① 鳥獣公開講座、② 捕獲訓練、③ 緊急通報訓練、 ④ 緊急通報訓練
3 田中市 鳥獣被害防止 協会	3,128,767	2,827,000	① 捕獲訓練、② 緊急通報訓練 村集人、③ 緊急通報訓練 村集人、④ 緊急通報訓練	3,441,390	3,301,000	① 捕獲訓練、② 緊急通報訓練、③ 緊急通報訓練、 ④ 緊急通報訓練
4 北上市 野生鳥獣被害 防止協会	2,926,560	2,745,600	① 捕獲訓練、② 緊急通報訓練 村集人、③ 緊急通報訓練 村集人、④ 緊急通報訓練	3,474,000	3,234,000	① 捕獲訓練、② 緊急通報訓練、③ 緊急通報訓練、 ④ 緊急通報訓練
5 甲斐市 鳥獣被害防止 協会	624,800	462,000	① 鳥獣公開講座、② 捕獲訓練 村集人、③ 緊急通報訓練 村集人、④ 緊急通報訓練	630,000	450,000	① 鳥獣公開講座、② 捕獲訓練、③ 緊急通報訓練、 ④ 緊急通報訓練
6 甲斐市 有吾鳥獣被害 防止協会	684,640	669,600	① 捕獲訓練、② 緊急通報訓練 村集人、③ 緊急通報訓練 村集人、④ 緊急通報訓練	594,330	551,000	① 捕獲訓練、② 緊急通報訓練、③ 緊急通報訓練、 ④ 緊急通報訓練
7 山梨市 鳥獣被害防止 協会	3,354,138	2,873,000	① 捕獲訓練、② 緊急通報訓練 村集人、③ 緊急通報訓練 村集人、④ 緊急通報訓練	2,838,000	2,238,000	① 捕獲訓練、② 緊急通報訓練、③ 緊急通報訓練、 ④ 緊急通報訓練
8 甲州市 鳥獣被害防止 協会	2,950,329	2,811,000	① 捕獲訓練、② 緊急通報訓練 村集人、③ 緊急通報訓練 村集人、④ 緊急通報訓練	3,407,800	3,300,000	① 捕獲訓練、② 緊急通報訓練、③ 緊急通報訓練、 ④ 緊急通報訓練
9 国交市 鳥獣被害防止 協会	1,002,448	753,000	① 捕獲訓練、② 緊急通報訓練 村集人、③ 緊急通報訓練 村集人、④ 緊急通報訓練	1,566,000	1,410,000	① 捕獲訓練、② 緊急通報訓練、③ 緊急通報訓練、 ④ 緊急通報訓練
10 市川三郷町 有吾鳥獣 被害防止協会	800,000	762,000	① 捕獲訓練、② 緊急通報訓練 村集人、③ 緊急通報訓練 村集人、④ 緊急通報訓練	1,847,000	1,836,000	① 捕獲訓練、② 緊急通報訓練、③ 緊急通報訓練、 ④ 緊急通報訓練
11 身延町 有吾鳥獣被害 防止協会	877,800	630,000	① 捕獲訓練、② 緊急通報訓練 村集人、③ 緊急通報訓練 村集人、④ 緊急通報訓練	717,040	701,000	① 捕獲訓練、② 緊急通報訓練、③ 緊急通報訓練、 ④ 緊急通報訓練
12 甲斐市 鳥獣被害防止 協会	461,340	343,000	① 捕獲訓練、② 緊急通報訓練 村集人、③ 緊急通報訓練 村集人、④ 緊急通報訓練	450,035	350,000	① 捕獲訓練、② 緊急通報訓練、③ 緊急通報訓練、 ④ 緊急通報訓練
13 高山市 有吾鳥獣被害 防止協会	1,570,000	1,387,000	① 捕獲訓練、② 緊急通報訓練 村集人、③ 緊急通報訓練 村集人、④ 緊急通報訓練	330,000	324,000	① 捕獲訓練、② 緊急通報訓練、③ 緊急通報訓練、 ④ 緊急通報訓練
14 高山市 有吾鳥獣被害 防止協会	3,092,000	2,856,000	① 捕獲訓練、② 緊急通報訓練 村集人、③ 緊急通報訓練 村集人、④ 緊急通報訓練	4,240,000	3,190,000	① 捕獲訓練、② 緊急通報訓練、③ 緊急通報訓練、 ④ 緊急通報訓練
15 原町市 有吾鳥獣被害 防止協会	2,986,301	2,981,000	① 捕獲訓練、② 緊急通報訓練 村集人、③ 緊急通報訓練 村集人、④ 緊急通報訓練	3,893,522	3,639,000	① 捕獲訓練、② 緊急通報訓練、③ 緊急通報訓練、 ④ 緊急通報訓練
16 大月市 鳥獣被害防止 協会	2,144,000	2,127,000	① 捕獲訓練、② 緊急通報訓練 村集人、③ 緊急通報訓練 村集人、④ 緊急通報訓練	2,397,000	2,370,000	① 捕獲訓練、② 緊急通報訓練、③ 緊急通報訓練、 ④ 緊急通報訓練
17 川原町 鳥獣被害防止 協会	1,793,000	1,793,000	① 捕獲訓練、② 緊急通報訓練 村集人、③ 緊急通報訓練 村集人、④ 緊急通報訓練	2,529,580	2,529,580	① 捕獲訓練、② 緊急通報訓練、③ 緊急通報訓練、 ④ 緊急通報訓練
18 塩谷町 鳥獣被害防止 協会	720,000	613,880	① 捕獲訓練、② 緊急通報訓練 村集人、③ 緊急通報訓練 村集人、④ 緊急通報訓練	720,000	693,861	① 捕獲訓練、② 緊急通報訓練、③ 緊急通報訓練、 ④ 緊急通報訓練
19 忍野町 鳥獣被害防止 協会	1,176,120	1,176,120	① 捕獲訓練、② 緊急通報訓練 村集人、③ 緊急通報訓練 村集人、④ 緊急通報訓練	89,000	89,000	① 捕獲訓練、② 緊急通報訓練、③ 緊急通報訓練、 ④ 緊急通報訓練
20 富士市 鳥獣被害防止 協会	955,000	955,000	① 捕獲訓練、② 緊急通報訓練 村集人、③ 緊急通報訓練 村集人、④ 緊急通報訓練	1,134,100	1,134,100	① 捕獲訓練、② 緊急通報訓練、③ 緊急通報訓練、 ④ 緊急通報訓練
21 月形町 鳥獣被害防止 協会	350,000	350,000	① 捕獲訓練、② 緊急通報訓練 村集人、③ 緊急通報訓練 村集人、④ 緊急通報訓練	495,560	459,000	① 捕獲訓練、② 緊急通報訓練、③ 緊急通報訓練、 ④ 緊急通報訓練
22 上野原市 鳥獣被害防止 協会	80,000	80,000	① 捕獲訓練、② 緊急通報訓練 村集人、③ 緊急通報訓練 村集人、④ 緊急通報訓練	80,000	80,000	① 捕獲訓練、② 緊急通報訓練、③ 緊急通報訓練、 ④ 緊急通報訓練
23 山梨県 鳥獣被害防止 協会	38,522,243	33,693,600		798,659	798,659	① 捕獲訓練、② 緊急通報訓練、③ 緊急通報訓練、 ④ 緊急通報訓練
合計				44,397,816	40,047,000	

(出典：県 提示資料を加工)

【具体的目標】  
農作物被害金額を成果指標としている。

【やまなし農業基本計画との関連】

6 地域資源を活用した農山村の活性化  
(3) 鳥獣被害対策の推進に関連

【実施した監査手続】

・関連書類を入手し、閲覧し職員に対する質問を実施した。

【指摘事項又は意見事項】

No24 【意見事項】 事業実施状況報告書に添付すべき書類の明示について（農業技術課）

提出すべき帳簿等を明示することで、不足する帳簿等がなくなり、また、不足があってもルールに従って徴収できるため、円滑な事務運営が可能になると考えられる。補助金交付の際の事業実施状況報告書に添付すべき帳簿等を明示することを要望する。

【現状】

補助金交付の際に徴収する帳簿類については、補助金交付要綱及び実施要領には記載がないが、実施要領別添1において、「実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写しをつける」とあるが、ここでの帳簿等が何を示すかは明らかになっていない。

運用上は、市町村等から領収書、捕獲した鳥獣の写真、請求書、納品書が任意で提出されており、提出されたものを県の担当者が確認している。

【問題点及び改善策】

必要な帳簿等を明示しないことにより、市町村等がそれぞれの基準で帳簿等を提出することとなり、場合によっては事業の実態を正しく把握するのに必要十分な資料が徴収できずに、県は事業の評価を適切に行うことができないことになる。しかし、現状としては不足する帳簿等があれば、県の担当者から市町村等に提出の依頼をしているため、事業の実態を正しく把握することには問題はないと思われる。この場合問題なのは、不足する帳簿等があれば実施要領等に明示されていない資料の必要性を説明し改めて徴収しなければならず、業務効率が低下することである。提出すべき帳簿等を明示することで、不足する帳簿等がなくなり、また、不足があってもルールに従って徴収できるため、円滑な事務運営が可能になると考えられる。補助金交付の際の事業実施状況報告書に添付すべき帳簿等を明示することが望ましい。

**3.2.26. ニホンジカ有効活用推進事業費**

**【事業の概要】**

(事業内容)

捕獲ジカを地域資源として有効活用し、地域の活性化を図るために、山梨県ジビエビジネス戦略会議の開催  
 やまなしジビエフェアの開催  
 やまなしジビエプロ向け料理セミナーの開催  
 日本ジビエサミットへの参加  
 一般社団法人日本ジビエ振興協会への加入  
 ジビエ食肉広域流通対策  
 を行っている。

それぞれの事業の概要は次の通りである。

(1) 山梨県ジビエビジネス戦略会議の開催 (年3回)

山梨県ニホンジカ有効活用協議会において、ジビエ活用、それ以外の活用について個別のテーマを設定し、課題毎に推進方策を検討している。また、令和2年度は第2期協議会の初年度として、一部、新たな構成員に委嘱している。

構成員は10名で、有識者・学識経験者3名、狩猟(捕獲)関係者2名、食肉処理関係者2名、観光・飲食関係者2名、産業界関係者1名から構成されている。

テーマとしては

やまなしジビエの推進

シカ皮のビジネスモデル構築

商品価値を高めるための捕獲技術向上

新たな観光振興のための素材化であった。

(2) やまなしジビエフェアの開催

やまなしジビエの需要拡大を図るためには、レストランやホテル等の県内飲食店における利用拡大を推進することから、やまなしジビエフェアを開催し、安全・安心なやまなしジビエのPRを行うとともに、より一層の認知度向上を図ることを目的として開催している。

(3) やまなしジビエプロ向け料理セミナーの開催

県内外のプロの調理師を対象に、「やまなしジビエプロ向け料理セミナー」を開催し、ジビエを提供する際に必要となる知識・調理技術を伝授し、一般消費者に受け入れられるジ

ビエ料理の普及、消費拡大により捕獲ニホンジカの利用向上を図り、あわせて、夏ジカの有効利用についても普及を図ることを目的としている。

(4) ジビエサミットへの参加

日本ジビエ振興協会が開催する日本ジビエサミットに参加し、全国のジビエについての情報収集を行う。

(5) 一般社団法人日本ジビエ振興協会への加入

情報収集を行うため、日本ジビエ振興協会に自治体会員として加入している。

(6) ジビエ食肉広域流通対策

部位により需要の異なるシカ肉を有効活用するため、ジビエ食肉を広域流通させる仕組みを構築し、捕獲ニホンジカの利用率向上を図る。

**【目的・法令根拠等】**

(事業目的)

ニホンジカの生息数が増大している中、捕獲ジカを地域資源として有効活用し地域の活性化を図るため、シカ肉(ジビエ)活用の促進、副生物(皮など)の利活用や販路拡大、PRなどを総合的に検討し、必要な事業を実施する。

(根拠法令等)

ニホンジカの有効活用に関する検討報告書

山梨県ジビエビジネス戦略会議設置要綱

**【予算・決算執行状況の年度推移】**

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
予算	2,267	2,565	3,528
決算	1,706	1,473	1,965

**【具体的目標】**

なし

**【やまなし農業基本計画との関連】**

3品目別の生産振興策

(7)地域特産物

◎ジビエ等の活用の推進

**【実施した監査手続】**

・関連書類を入手し、閲覧と職員に対する質問を実施した。

【指摘事項又は意見事項】

**No25 【意見事項】 やまなしジビエフェアのPRについて（販売・輸出支援課）**

やまなしジビエフェアにおいて配布しているパンフレットやチラシの事業目的に対する費用対効果を測定し、より効果的なPRにつなげることを要望する。

【現状】

ニホンジカの狩猟・捕獲頭数の増加に伴い、食肉としての利用頭数も年々増加傾向にあるが、シカ肉処理頭数実績（表12）によると利用率は5%前後と低い状況であり、捕獲したニホンジカを地域資源として十分に活用できていない状況である。そこで県はやまなしジビエを取り扱う県内飲食店において、県内外の一般消費者の認知度を向上、消費量を拡大することにより捕獲ニホンジカの利用率向上を図ることを目的に「やまなしジビエフェア」を開催している。

県として認識している課題は次のとおりである。

- ・捕獲ニホンジカのジビエとしての活用にあたり消費量が少なく、シカ肉処理施設稼働率が低くなっていること。
- ・飲食店関係者等を対象としたジビエのイメージアップの取り組みにより、供給の拡大を取り組んできたものの、需要を喚起する取り組みの必要性があること。
- ・「やまなしジビエ」の消費拡大を図るためには、ジビエを食べた経験がない一般消費者にジビエを知ってもらい、ジビエを食べた経験のある者に対してはその機会をより多く提供する等の取り組みが必要であること。

・「やまなしジビエ」は一般の食肉店、量販店で広く取り扱えるほどの供給量がないため、現時点での消費拡大を行う場合は飲食店に限られていること。  
これを踏まえて、県としては、一般消費者を対象としたイベント期間中（12月～2月）に参加飲食店（県内の公募による14店舗）でジビエ料理を提供する「やまなしジビエフェア」を開催し、県内外の一般消費者の認知度を向上、消費量の拡大による捕獲ニホンジカの利用率向上を図っている。

具体的な取り組みとしては、「やまなしジビエフェア」のパンフレット、リーフレット、ポスター、チラシ、ホームページを作成し、関係各所に配布している（表13 14）。この事業費は1,062千円であった。

【問題点及び改善策】

問題点としては、この事業の主要な取り組みであるパンフレット、リーフレット、ポスター、チラシの作成及び配布について、どの程度の効果があったかを確認していない点である。

る。効果測定を行わないことで、当該取り組みの成否が判明せずに次回以降に活かすこともできない。

県としては、「やまなしジビエフェアアンケート」を実施してその結果を取りまとめている。フェア参加飲食店に依頼したアンケート数は、13先で、そのうち回答のあった先は、7先であった。アンケート結果は以下のとおりである。

表 11 やまなしジビエフェアアンケート結果

回答依頼件数	13件
回答者数	7件

1 開催時期について			
① 長さ	ちょうどよい	3	
	長い	0	
	短い	4	
② 期間	ちょうどよい	4	
	別の時期が良い	3	(3-6月頃、狩猟解禁日など)
2 販促資料を活用したか			
① ポスター	活用した	5	
	活用しなかった	2	(掲示場所がない、大きかった)
② A5冊子	活用した	6	
	活用しなかった	1	(設置場所がない)
③ リーフレット	活用した	6	
	活用しなかった	1	(設置場所がない)
3 また参加したいか	参加したい	5	
	わからない	2	
	参加しない	0	

- 4 その他
- ・ジビエフェアの機運については、もう少し長くやってほしいという意見もあった。
  - 「フェア」というニュアンスでの開催であれば、ある程度時期を限定した方が、効果は高いのでは？
  - 「フェア」ではなく、「ジビエを食べられるお店」として紹介するという方法もありか。
  - ・開催時期については、狩猟解禁日や3-6月などの意見もあった。
  - 緊急事態宣言が出ていて、最適な時期が判断できなかったものと思われる。
  - ・またフェアに参加したいという施設が多かった。

上記のとおり、アンケートの内容は①開催期間について②販促資料を活用したか③また参加したいかの3項目で、いずれもジビエフェア参加飲食店の視点の項目となっている。当該フェアの結果、どのくらい「県内外の一般消費者の認知度を向上、消費量の拡大による捕獲ニホンジカの利用率向上」の目的に寄与したかの観点から、アンケートが作成されていないところ、アンケート先がフェア参加の飲食店に限られているところが問題である。

改善提案としては、パンフレットやチラシの効果測定方法として、①パンフレットやチラシによる効果の目標を設定する、②目標を達成するための配布プランを立てる、③パンフレットやチラシの効果測定するための手段を決める、④パンフレットやチラシの効果の測定結果をチェックするという PDCA サイクルを回すことが望ましい。具体的に言えば、①パ

ソフレットやチラシの効果の目標として、期間中の参加飲食店へのソフレット等がきつかけとなった来客数とし、②来客数を増やすための配布時期、配布場所等を計画し、③期間中の飲食店への来客者に対してアンケートを行い、その結果を集計し、④ソフレット等の効果の有無をチェックし、次の配布プランに反映させることが望ましい。

表 12 シカ肉処理頭数実績

市町村名	H29	H30	R 1	R 2	稼働期間
富士河口湖町 (H21. 4稼働)	96	81	141	141	10月1日 ～4/15
舟渡山村 (H21. 4稼働)	80	95	97	73	4-6月10-3月
早川町 (H26. 8稼働)	74	36	44	62	通年
北杜市 (H28. 6稼働)	294	435	646	208	通年
やまなしジビエ小計	544	647	928	484	—
小菅村 (H29. 7稼働)	33	38	24	31	通年
合計 (A)	577	685	952	515	—
県内 狩猟・捕獲数 (B)	14,320	15,223	16,884	—	—
活用率 (A/B)	4.00%	4.50%	5.60%	—	—

〈参考〉 R 1 全国ジビエ (シカ) 利用率：13.7% ← 8.2万頭/60万頭  
(出典：県 提示資料)

表 13 (ジビエフェア) ソフレット等配布先

分類	配布先	配布物			
		ソフレット	リーフレット	ポスター	チラシ
作成数	販売・輸出支援課	4,500	22,000	100	1,500
	畜産課 (家保、畜産関係各協会含む)	420	5,600	9	210
	観光部 (観光推進機構含む)	50	1,000	10	5
	観光部 (観光推進機構含む)	250	1,000	3	100
	森林環境部 (みどり自然課)	0	500	1	5
自治体	果園係 (出先：農務事務所ほか所)	200	1,200	8	
	果園係 (県外：東京事務所、大阪事務所)	125	1,000	4	100
	処理施設所在市町村 (北杜市、早川町、富士河口湖町、舟渡山村)	600	2,000	10	
	その他市町村 (23市町村)	1,150	6,900	23	
	飲食店 フェア参加飲食店 (14店舗)	1,400	2,800	26	280
リーフレット	掲載リーフレット (9リーフレット)	180			
交通関係	JR中央本線 県内主要駅				800
	エス・エス・エス・ファミリーラザ	125			
その他	配布小計	4,500	22,000	94	1,500

表 14 (ジビエフェア) ソフレット等使用目的

使用目的	ソフレット	リーフレット	ポスター	チラシ
報道機関へのリリース	40	40		40
庁内での掲示 (会議室、エレベーター前など)			5	
ジビエ料理セミナー (R3. 2. 9)	40	40		40
FOODEX JAPAN (R3. 3. 9-12)	100	2,500	2	100
バリエーションのくじin静岡伊勢丹 (R3. 7. 6-12)		100		
来庁者への配布	30	60		30
合計	210	2,740	7	210

### 3.2.27. 環境にやさしい生産方式実証・普及費

#### 【事業の概要】

(事業内容)

農業が持つ自然循環機能の活用や、環境保全を重視した持続性の高い農業生産方式の普及定着を図るため、エコファーマーの取得支援、エコ実証ほの設置、削減状況の確認のためモニタリング調査を実施し、化学肥料や化学合成農薬の使用低減を推進するための事業であり、当該事業は以下の3つで構成されている。

エコ実証ほ：

地域に適合する化学肥料、化学合成農薬の原則50%（果樹については30%）削減技術の普及・定着を図るための、現地実証ほを設置している。

実態調査（モニタリング調査）

現地農家での化学肥料、化学合成農薬の使用実態状況を把握するためのモニタリング調査を行っている。

エコファーマーの認定（更新）支援：

持続性の高い農業生産方式を導入する農業者の計画を認定（更新）している。

#### 【目的・法令根拠等】

(事業目的)

環境保全型農業の推進にあたり、地域に適合する化学肥料・化学合成農薬の50%低減技術の普及・定着を目的とした事業である。

(法令根拠)

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に係る法律

山梨県環境保全型農業基本方針

肥料・農薬使用実態モニタリング事業実施要領

#### 【予算・決算執行状況の年度推移】

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
予算	1,039	942	1,091
決算	1,005	909	1,091

事業実績

平成30年度

エコ技術実証ほの設置4品目

肥料農薬モニタリング調査事業 221戸

エコファーマーの認定 4,893人

令和元年度

エコ技術実証ほの設置4品目

肥料農薬モニタリング調査事業 221戸

エコファーマーの認定 4,760人

令和2年度

エコ技術実証ほの設置4品目（継続4品目）

肥料農薬モニタリング調査事業 215戸

エコファーマーの認定 3,788人

#### 【具体的目標】

なし

#### 【やまなし農業基本計画との関連】

2 農業生産の効率化、農産物の高品質化

(2) 環境にやさしい農業の推進

②環境に配慮した農業の推進に関連

#### 【実施した監査手続】

関連書類を入手し、関係と職員に対する質問を実施した。

#### 【指摘事項又は意見事項】

**No26 【指摘事項】金券の管理体制について（農業技術課）**

金券の管理体制を徹底されたい

**No27 【意見事項】モニタリング対象者を確保する方法について（農業技術課）**

モニタリング対象者を確保する方法を検討することを要望する。

**No28 【意見事項】物品の購入実績確認について（農業技術課）**

物品の購入は実績を確認して行うよう要望する。

【現状】

モニタリング調査の対象者には謝礼として一人当たり1,000円分の商品券を渡している。モニタリング調査は前年の対象者に対して、例年12月に協力依頼をしている。令和2年度においては、221戸のうち10戸の調査対象者が高齢等を理由に調査を辞退した。毎年、辞退する対象者がいるものの、その代わりの対象者を選定してきたが、令和2年度のモニタリング調査においては、令和3年2月に辞退者が10戸あり、それに対して新たな6戸の選定ができず、調査対象が215戸となった。

謝礼の商品券は令和3年1月に221戸分を購入しており、監査時には215戸分が対象者に渡されており、6戸分に相当する商品券6,000円分が中北農務事務所に保管されていた。商品券の引き渡し時には、モニタリング調査の対象者から受領印をもらっている。商品券については例年すべてが年度内に渡されることから受払管理はしていなかった。また、監査時においては、県の担当者としては221戸分の商品券が対象者に渡されていたという認識であった。

直近3年（平成29年度～令和元年度）については、221件のモニタリング対象者に渡されており、手元に保管されていたものはなかった。

【問題点及び改善策】

当該事案には次の3つの問題点があると考えられる。

- ① 本来は他の金券と同様の受払管理ができていないことが一、紛失した場合、その発見がされない、もしくは遅れる可能性がある。
- ② モニタリング対象者の選定が困難な状況であること  
モニタリング対象者を221戸として継続的に事業を実施しているにも関わらず、それを満たさない場合、事業目的が達成できない可能性がある。
- ③ 事業の報告、連絡、相談ができていないこと

モニタリング対象者の謝礼は実績に基づき支給するものであるため、対象者の数だけ購入すればよいにもかかわらず、事業実施者と物品購入者の連絡が不十分であったことから手元に金券が残ることになったと言える。また、モニタリング対象者の実数が215件であったことや報償物品（金券）が残ったことを農業技術課（予算所管課）の担当者に報告せず把握されていたことも問題がある。

改善としては、①他の金券と同様に受払管理をすべきである。②については調査時のみならず年間を通じてモニタリング対象者の状況を把握し、調査対象件数が欠けることのないようにすることが望ましいと考える。③については、謝礼としてお渡しする物品は、モニタリングの実績に基づいた数を確定させてから購入すべきである。

No29 【意見事項】 農業・肥料の使用状況を把握するモニタリング調査結果について（農業技術課）

農業・肥料の使用状況を把握するモニタリング調査結果について、データのみの共有ではなく、調査結果報告書として各機関に提供することが望ましい。

【現状】

県では、環境保全型農業への施策の一環として、減農薬・減化学肥料の取り組みを推進している。減農薬・減化学肥料の推進には、県内農家の農薬・肥料の使用状況を把握することが必要不可欠であるが、現状としては、「肥料・農薬使用実態モニタリング事業実施要領」に基づくモニタリング調査によって実態調査をしており、大規模な統計的な調査は実施されていない。モニタリング調査の概要は次の通りである。

（趣旨）

山梨県環境保全型農業基本方針に示した令和3年（2021年）化学肥料・化学合成農薬の使用量原則50%削減、ただし、果樹においては化学農薬30%削減に向けて、その達成度を把握し、今後の指導等に活用するものとする。

（事業実施期間）

令和2年度～令和4年度

（事業実施主体）

各農務事務所

（事業実施方法）

対象品目 水稲、モモ、ブドウ、トマト等19品目

調査件数 221戸

調査方法 地域で標準的な栽培を行っているほ場から調査対象となるほ場を定め、調査項目についての記帳を農家に依頼する。原則として、3か年継続して同一のほ場で調査を行う。

調査対象農家への指導 調査対象農家に対して、化学肥料及び農薬の削減がより一層図られるよう指導に努める。

（報告）

各農務事務所は、調査対象農家、肥料施用料・農薬使用回数を期日までに農政部長あてに提出する。

このモニタリング調査の結果は「肥料・農薬モニタリング調査結果」という品目ごとのデータの推移表の形式（表15）で、県の出先機関である普及センターや試験研究機関にフイードバックされ、①普及指導員が環境保全型農業を希望する農家への指導や、②試験研究機関の研究課題設定の基礎資料となっている。